

# 平成20年第3回与論町議会定例会会議録

## 目 次

### 第1日（9月18日）

1. 開 会 .....	5
1. 日程第1 仮議席の指定 .....	5
1. 日程第2 議長の選挙 .....	5
1. 追加日程第1 議席の指定 .....	7
1. 追加日程第2 会議録署名議員の指名 .....	7
1. 追加日程第3 会期の決定 .....	7
1. 追加日程第4 副議長の選挙 .....	7
1. 追加日程第5 常任委員の選任 .....	8
1. 追加日程第6 議会運営委員の選任 .....	9
1. 追加日程第7 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙 .....	10

### 第2日（9月19日）

1. 日程第1 諸般の報告 .....	15
1. 日程第2 議案第43号 .....	15
1. 日程第3 議案第44号 .....	18
1. 日程第4 議案第45号 .....	19
1. 日程第5 議案第46号 .....	20
1. 日程第6 議案第47号 .....	21
1. 日程第7 議案第48号 .....	22
1. 日程第8 議案第49号 .....	25
1. 日程第9 議案第50号 .....	29
1. 日程第10 議案第51号 .....	30
1. 日程第11 議案第52号 .....	32
1. 日程第12 認定第 1号 .....	33
1. 日程第13 認定第 2号 .....	37
1. 日程第14 認定第 3号 .....	40
1. 日程第15 議案第 4号 .....	40
1. 日程第16 認定第 5号 .....	41

1. 日程第17	認定第 6号	42
1. 日程第18	認定第 7号	43
1. 日程第19	議案第 8号	44
1. 日程第20	特別委員会設置及び委員の選任について	46
1. 日程第21	同意第 1号	46

### 第3日（9月29日）

1. 日程第1	一般質問	52
	喜山 康三君	52
	林 隆寿君	68
	川村 武俊君	76
	福地元一郎君	81
	喜村 政吉君	88

### 第4日（9月30日）

1. 日程第1	議案の委員長報告並びに討論採決	103
	認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号 認定第6号・認定第7号・認定第8号（決算審査特別委員長）	103
1. 日程第2	陳情の委員長報告並びに討論採決	106
	陳情第5号（総務厚生常任委員長）	106
1. 追加日程第1	発議第3号	107
1. 日程第3	発議第4号	108
1. 日程第4	特別委員会設置並びに委員の選任	109
1. 日程第5	閉会中の継続審査、調査申し出について	110
1. 閉 会		111

## 平成20年9月 第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議 会 日 程
9	18	木	本会議(開会)〔議長・副議長・委員会構成等〕
	19	金	本会議〔議案審議・事業箇所調査〕
	20	土	休会
	21	日	休会
	22	月	休会
	23	火	休会
	24	水	予算審査特別委員会
	25	木	予算審査特別委員会・常任委員会
	26	金	予備日
	27	土	休会
	28	日	休会
	29	月	一般質問
	30	火	本会議(閉会)

# 平成20年第3回与論町議会定例会

第 1 日

平成20年9月18日

**平成20年第3回与論町議会定例会会議録**  
平成20年9月18日（木曜日）午前9時18分開会

1. 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙

2. 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村政吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（15人）

町長 南政吾君	教育長 田中国重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 佐多悦郎君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田愠孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君
与論こども園長 林健君	茶花保育所長 岩山秀子君
那間こども園長 高田りえ子君	

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局 長 岩 村 中 里 君 書

記 林 孝 徳 君

開会 午前9時18分

-----○-----

○事務局長（岩村中里君） 定刻ですので始めます。おはようございます。

議会事務局長の岩村です。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員の町田末吉議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の町田議員を御紹介いたします。

○臨時議長（町田末吉君） おはようございます。ただいま紹介をいただきました町田末吉でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

-----○-----

○臨時議長（町田末吉君） ただいまから平成20年第3回与論町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（町田末吉君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

-----○-----

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（町田末吉君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、麓才良君が指名することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、麓才良君が指名することに決定しました。麓才良君。

○10番（麓才良君） この際、町田末吉君を議長に推薦いたします。

○臨時議長（町田末吉君） お諮りします。

ただいま麓才良君が指名しました私、町田末吉を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、私、町田末吉が、議長に当選いたしました。

ただいま議員の皆様方の有り難い御理解と御支援をいただきまして、不肖、私、議長という大役をおおせつかって務めることになりました。その責務の重大さを痛感しているところでございます。

ところで、先の選挙においては、これまでにかつてない経験をいたしました。町民の関心が高く、そして私ども議員に対する大きな期待があったんじゃないかなろうかと思っております。特に、告示直前において、J Cの皆さんの御配慮によりまして、公開討論会があり、議員の12人の私どもが決意を表明したところでございます。それと町民多数からのたつての要望をたくさんいただきまして、議員の方々も覚悟をしてそれだけ町民にこたえた初議会じゃないかなろうかと思っておるところでございます。ところで、この住民の方々にお約束したことは、議会の活動を通して実行していかなければいけないんじゃないかとこのように思うところでございます。住民の代表機関として町政の最終意思決定機関である私ども議会の責任と役割は極めて大きなものがあるかこのように理解をいたしているところでございます。議会の代表として憲法に定められた、全体の奉仕者ということを常に忘れることなく務めていかなければとこのように思っているところでございます。

ところで、私ごとで引き続き議長ということで、マンネリ化を避けて同じ航路も初航路ということをつつも肝に命じながら、議員の皆様方とともに議員に支えられながら、議長という役職を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

なお、町長はじめ執行部の皆さん、引き続き議長職ということの大役をおおせつかりましたが、どうか何分にもよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。地方自治の根幹である二代表制を堅持しながら、一步離れて二歩離れないという原則に立って、私ども議員に与えられた使命、監視機能を発揮し、あるいは又政策提言能力を十分に発揮した議会活性化に努め、行政とともに町民の付託にこたえるよう全身全霊をささげ粉骨砕身努力する覚悟でございますので、何分よろしくお願ひ申し上げて議長席につかせていただきたいと思います。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 本日のこれよりの議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。

-----○-----

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（町田末吉君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

-----○-----

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、川村武俊君、本畑敏雄君を指名します。

-----○-----

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの13日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの13日間と決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（町田末吉君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に大田英勝君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました大田英勝君を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大田英勝君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大田英勝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選人の告知をいたします。当選人の発言を求めます。大田英勝君。

○副議長（大田英勝君） おはようございます。ただいま、与論町議会の副議長に承認をされました大田英勝でございます。先ほどのその承認された瞬間に本当に両肩にずっしりと重さというものを感じたところであります。この重さに負けることなく、これまで生まれて57年間のすべての思いを島の発展のために精一杯、もとより微力ではございますが、更にまた精進を重ねて頑張りたいと思います。町当局そして又議員諸公の皆様方の御協力をいただきながら、重責を全うしたいと考えておりますので、4年間よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 追加日程第5 常任委員の選任

○議長（町田末吉君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、麓才良君、本畑敏雄君、川村武俊君、福地元一郎君、大田英勝君、喜村政吉君、以上6人を総務厚生常任委員に、野口靖夫君、喜山康三君、林隆寿君、供利泰伸君、坂元克英君、町田末吉君、以上6人を文教経済常任委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任すること

に決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時23分

再開 午前9時24分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員長に麓才良君、同副委員長に本畑敏雄君、文教経済常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に喜山康三君、以上のとおりでありますので、報告いたします。

-----○-----

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（町田末吉君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、喜村政吉君、麓才良君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君、以上5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

これより、委員長及び副委員長1人を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時25分

再開 午前9時26分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に喜村政吉君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、御報

告いたします。

-----○-----

#### 追加日程第7 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（町田末吉君） 日程第7、沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に本畑敏雄君、喜山康三君、林隆寿君の3人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました本畑敏雄君、喜山康三君、林隆寿君が沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月19日であります。

定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午前9時32分

# 平成20年第3回与論町議会定例会

第 2 日

平成20年9月19日

**平成20年第3回与論町議会定例会会議録**  
平成20年9月19日（金曜日）午前9時10分開議

1. 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 諸般の報告

第2 議案第43号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第3 議案第44号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について

第4 議案第45号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について

第5 議案第46号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について

第6 議案第47号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

第7 議案第48号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第4号）

第8 議案第49号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第9 議案第50号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第51号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第52号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第12 認定第1号 平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第13 認定第2号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

第14 認定第3号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

第15 認定第4号 平成19年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第5号 平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第6号 平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第18 認定第7号 平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第19 認定第8号 平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第20 特別委員会設置及び委員の選任について

第21 同意第 1号 監査委員の選任について

2. 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村政吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 佐多悦郎君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田愠孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開議 午前9時10分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。今日1日よろしく申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第1、諸般の報告であります。

報告事項については、印刷して配布してありますが、その概要については事務局長に朗読させます。なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。事務局長。

○事務局長（岩村中里君） この際、諸般の報告を申し上げます。

まず、初めに、辺地総合整備計画の変更に係る専決処分について並びに平成20年7月分の例月出納検査結果報告書について提出がありましたので、その写しを配布してあります。

次に、閉会中における町外出張活動の状況は以下のとおりであります。お目通しを願います。

次に、議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に徹していただき、第88号を印刷配布してありますが、御協力いただきました全議員の皆様に感謝申し上げ報告いたします。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第2 議案第43号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第2、議案第43号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

議案提案の前に一言御挨拶をさせていただきたいと思います。今回は、大変少数激戦ということで大変な御苦勞なさったわけでありまして、見事に御当選されまして、12人の先生方本当におめでとうございまして、申し上げますまでもなく目的は私ども執行部、議会同じでありまして、いろんな角度から検討していくことによって、この島の明日が見えてくるわけでありまして、そういう点では、目的は一緒であります。心から私どもも頑張りたいと思いますので、今後ともまた御指導・御協力をよろしく願いいたします。本当におめでとうございまして。

それでは、議案第43号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条

例の提案理由を申し上げます。与論町火葬場「昇龍苑」における火葬業務については、これまで個人に委託して進めてまいりましたが、火葬件数の増加等を背景に受託者の事情等による業務の停滞又は停止等が懸念されることとなっています。このため、委託を中心とした業務体制の拡充を図るべく受託者を補佐する職員が現在週に3回ほど勤務しております。

火葬場における火葬業務に勤務する職員に対し、特殊勤務手当を支給するための改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。6番。

○6番（本畑敏雄君） 大変ありがたいことを提案していただき、本当に700円でもやっぱり私は少ないと思うんですよ。それで、やっぱりお互いこういう仕事は庁舎内のお仕事であって、特別にものを扱わないといかんわけですから、これはもう大変ありがたくこの700円でいいのかなぐらい思うんですけど、ありがたいことです。できたらもうちょっと上げてほしいなという感じがします。

○議長（町田末吉君） 答弁が必要ですか。

○6番（本畑敏雄君） いやいや必要ないけど、上げてほしいなということ、どうかということですか。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 今、本畑議員の方から質問がございましたが、私も同感です。ところでお聞きいたします。この700円というのはどこから算定した基準なんですか。そこを聞きたいと思います。700円の算定基準。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） おはようございます。職員の特種勤務手当に出す条例の中で3つほどありますけれども、行旅病人及び行旅死亡人の取扱手当というものはですね、620円となっております。それに準じましてその上をいくということで、700円というふうに設定をいたしました。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そこに条例の中にあることは分かりますが、私は本畑さんが言われる趣旨はですね、私が申し上げたい趣旨はですね、今それらは理解しますが、今現在載っている600何十円というのは、分かりますがね。ああいう業務というのはですね、これはもう本当に特殊の特殊だと思うんですよ、特殊の特殊。だからこれは誰だってそこにおそらく役場の職員の中から行かれると思うんですが、誰だ

って行きたい人はいないと思うんです、本心は。それをあえてですね、あえてこう  
いう与論島の実情を鑑み、また誰か行ってしなければならぬというひとつのいわ  
ゆる責任感と申しますか、いわゆる誰かの代わりに行ってやるというこれ特別性が  
あるとですね、ですから特殊の特殊です。だからそう思う時にですね、今回はこれ  
で一応決めておいても今後将来ですね、今後将来近いうちにこれはやっぱり考え直  
してですね、見直してみんなと例えば議会とでもですね、事前に相談してこれぐら  
いがいいんじゃないかということは、決めてですね、もう1回近いうち、近いうち  
に見直す考えがあるかないか。そこら辺を町長の方からお聞きしてみたいと思いま  
す。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 誠にありがとうございます。私ども執行部といたしまして非常  
に議員がおっしゃったとおりでありまして、非常にその職員の中から特殊な仕事に  
ということで大変苦慮した点もあったわけでありまして、今回ですね、まず最初と  
いうことで今度また人事院勧告も1時間700円という代々に載っているわけであ  
りまして、それを鑑みてやっぱり最初ですのでこっからいって、また順次検討させ  
ていただきたい。周りの方々いろんな方々の御意見も取り入れながら、今後また考  
えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し  
たいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しまし  
た。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第3 議案第44号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について**

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第44号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第44号、鹿児島県土地開発公社定款の一部を変更する件について提案理由を申し上げます。

公益法人制度改革に伴う民法改正により、監事に係る第59条の規定が削除されたため、所要の改正を行うものであります。

また、伊佐郡菱刈町が本公社からの脱退申請を行ったため、定款の一部変更が必要になったものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更については、可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第45号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第45号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第45号、鹿児島県土地開発公社の解散について提案理由を申し上げます。

公有地の拡大の推進に係る法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定に基づき、鹿児島県市町村土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についてを採決します。

お諮りします。

本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散については可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第46号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第46号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第46号、鹿児島県土地開発公社各支社の業務に関する財産について提案理由を申し上げます。

鹿児島県市町村土地開発公社定款第29条第2項及び同条第3項の規定により、各支社の業務に係る財産の取扱いについて、承認を求めるものでございます。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についてを採決します。

お諮りします。

本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産については可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第47号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第47号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第47号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について提案理由を説明申し上げます。

市町村合併による伊佐市の設置及び大口伊佐衛生管理組合の廃止に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条1項及び290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更については可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第48号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（町田末吉君） これから補正予算の審議です。日程第7、議案第48号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。議案第48号、平成20年度一般会計補正予算（第4号）。

補正予算の歳入につきましては、地方交付税1億3,457万9,000円、県支出金266万7,000円、繰入金110万円、諸収入93万8,000円が増額となっております。また、国庫支出金823万2,000円、町債180万円が減額となっており、差引合計1億2,925万2,000円が増額となっております。

次に、歳出の主な内容といたしまして、民生費の社会福祉総務費4,451万7,000円、老人福祉費3,053万円、茶花保育所525万6,000円、那間こども園費685万円、衛生費の保健センター管理費699万4,000円、塵芥処理費775万6,000円、農林水産業費の耕地関連事業544万5,000円、諸支出金の過誤納還付金529万1,000円が増額となっております。また、土木費の地方道路交付金事業費1,500万円が減額となっており、差引合計1億2,925万2,000円が増額となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。7番。

○7番（坂元克英君） ただいま町長から説明をいただきましたが、この補正では、大変歳入の方では、地方交付税が主なようでございます。したがって前年度と比べましてですね、比較してどういう増えているのか減っているのか昨年と比較して考えた場合どうでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 交付税につきましては、普通交付税が確定しておりますけれども、特交につきましてはこれからヒアリングに行きますが、約1億9,000万円ほど増えております。そういうことで毎年これをこの当初の予算額と、それから確定額の差をですね、4回から5回にわたっております補正の金額に充てておりますけれども、現在ですね、もうほとんど使ってしましまして、あと6,300万円ぐらい補正に使えるような金額として普通交付税が残っております。以上です。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） ほかにありませんか。9番。

○9番（野口靖夫君） これはちょっと関連して質問させていただきたいんですが、今の漁協の誘導灯の補修工事費ということで、こちらに載っておりますが、漁師の方から話を聞きますとですね、今防犯灯の色がですね、緑が多くて誘導灯と間違えると。そういう話が聞こえるんですね。また町民からあらゆるところからですね、なんか緑の防犯灯はですね、不気味でちょっとあれ取り替えた方がいいんじゃないのという話がまたあちこちで聞かれるんですね。ですから私が聞きたいのは、そこらへんをですね、やっぱり誘導灯のことに関連して申し上げるんで、これをするなどということじゃなくして、やっぱりああいう防犯灯というものは、見直していった方がいいんじゃないのかなということが思われまして、それどう考えておられるのか。それをお聞きしたいんです。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 防犯灯の色につきましてはですね、鹿児島新聞社の方のアンケートがありまして、今の色に変えたら犯罪が減ったと。そういうお話があったんですよ。ただそれが実態というか要するに、根拠がなかったものですから、公表はしてないんですけれども、そういったのがあって今の色に変えているんですが、その御指摘もあったとおり、それがまたほかの漁船等に影響があるというのであれば、今後また検討していく必要があろうかと思っております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そういう情報は私も聞いているんですが、それはその地域性に

よると思うんですよ。地域性といいますとですね、例えば鹿児島あたりとか、そういう大都会のそういう一部分はですね、そういう特殊な防犯灯をつけることによってひとつの警告になると。それで与論の場合はですね、ああいう都市型のあまり比較にならないと思うんです。色を変えたから犯罪が減ったとか、減るんだろうとかいうのはちょっと違うと思うんですよ。それよりもですね、今の再度点検してですね、暗い部分がいっぱいあるんです。例えば通学道路とかですね、それと電気が今まであったのが台風でやられたりとかですね、そういうところが問題であって、色によっては、犯罪を防ぐ未然に防ぐということにならないと思いますから、総務課長が言われたようにもう1回再点検してですね、やっぱり町民の心を聞くことによって聞くことが必要だと思います。私はそういうことを聞いたから申し上げているんです。昨日、漁協の人たちをお呼びしてですね、勉強会したんですよ。そうしましたらね、その誘導灯の口の電気なのか。2つをあわせて入ってきますからね、船は。そうするとその隣にまたもう1つ緑の灯があってですね、違う方向に走っていくことがある。そういうのやっぱり現実に起こっておりますから、そのようにやっぱり検討しなおしてですね、言った方がいいんじゃないかなと思います。総務課長もう1回だけひとつ。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） ありがとうございます。また今後ですね、その点につきましては、検討していきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 先ほどまた歳出の方も説明いただきましたが、話を聞きますと国庫補助法人の1,500万円が減額というふうになっておりますけれども、課長、なぜ1,500万円減額なされたのか。それを御説明いただきたいと思いますが。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） これは当初要求額を上げておったんですが、国からの国・県の割当額の決定額によって減額をしているところです。

○7番（坂元克英君） その割当額といいますと、なんか道路特定財源の方で通知がきたんでしょうか。意味をもう少し。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） この事業は、今おっしゃられますように道路特定財源を財源としておりますけれども、道路特定財源の減によるか、以下によるかというのは確認してないです。

○議長（町田末吉君） いいですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第8 議案第49号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第49号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。議案第49号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で繰入金2,046万円、諸収入88万2,000円の追加、歳出で保険給付費1,744万3,000円、諸支出金343万9,000円を追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。7番。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） この保険税ですけども、大変一般会計から多額の繰入れをされておりますが、この本町にもやっぱり社会保険を加入していらっしゃる方がございますね。その社会保険の加入していらっしゃる方々からも、税金をとって繰入れなされると思っているんです、うちの考え方としては。だからその方面の基本的な考え方はどう考えていらっしゃるのか。それをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 国保のですね、運営につきましてはですね、社会保険とはまったく別でございます。社会保険はいわゆる会社員、被扶養者として会社に小さな会社、大きな会社いろんなのがございますけれども、その会社に勤めておられる方、あるいはその御家族の方といいますのは国民健康保険からは基本的に分かれておりまして、国民健康保険の対象者と申しますのは、御承知のとおり農業の方、漁業されている方、あるいはそういった自営業の方、社会保険に入っておられない方々が全部入っていただくこととなりますけれども、社会保険とはまったく別の運営がなされております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、課長が言ったとおりでありますけれども、ただ議員が説明した問題についてですね、一般会計から繰り入れてやるということ自体はですね、といいますと本来の国民健康保険の運営上のあれからいくと外れているわけです。基本的には一般会計から繰り入れるのではなく、その組織自体で運営しなければならない。一般会計から税をやりますと、その一般会計の費用というのは社会保険も共済もみんな入っているわけですね、中に。税の中にです。そういう関係もあるわけですね、やっぱり基本的には一般会計から繰り入れるのではなく、その組織自体で運営するというのが基本になっています。ただ、もうほとんどの市町村がですね、それができない状況で今後私ども町としても、その国保税といいますか。ある程度また再検討しなければならないということでその段階に入っております。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の関連ですけど、みんなのお金の中から国民年金の分だけ特定の分野にお金を使うから、問題であってということの指摘ではないかと思っておりますけど、先ほどの本年度の当初予算のときからですね、問題になりましたけど、町長、来年度予算の中でですね、どの程度の値上げとか、その辺の幅についてはどうお考えか。もし伺えたらお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今のところは、具体的なあれは担当課の方で検討している最中  
ですね、具体的にはまだ上がっていません。ただ、何とかしなければならん  
ということで、今までは畜産関係がなかったんですけども、この2、3年前から畜産  
関係もお願いしてやれるようになってきたわけでありましてけれども、それでも持ち  
こたえられないという状況になっていますので、ある程度ですね、また皆様で願  
いしなきゃならんということで、あれはすぐ来年から上げますということになら  
ないもんですから、できるだけ早くその算定をして1年前ぐらいに皆さんに了解得  
るような形でこのぐらい上げんといかんということによってからしか上げられない  
んじゃないかという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前にも問題になりましたけど、いわゆる保険税の割合負担分、  
いわゆる資産割のこととか、いわゆるどういう形でこれを割り振りして公平な形  
の分担をするかということがですね、また今度のアップ率とは別に別の問題がある  
と思っておりますけど、その辺についてはどういう考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点については、方針はもう話し合っております。所得割を  
増やすということ以外にはできないんじゃないかという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私はですね、この保険税に関してちょっと今のうち申し上げて  
おきたいと思っております。この保険税というものは、これはお互い支えあうシステムで  
ありますからね、1番ここで考えなければならないことは、財源ですよ、財源。私  
が思うにですね、誰だって税を増やして賛成するという人はいないと思うんです。  
だからこれはですね、集中的に町民あらゆるところでどっから財源をもってくるか  
という話をさせないですね、この間の選挙の中でもですよ、今行政としては本  
町の行政においては保険税を上げようとしていると。だけど私が思うにはですね、  
それは誰だって行政だって保険税を上げたくはないですよ、それは。そうでしょ。  
・・・あるわけですから。だけど税を少なくして、そして福祉を多くもらいたい  
という受ける方、給付の方を多くもらいたいというのは、これはもう人の人情です  
よ。だからですね、私たちはすぐ誤解を招きますからね。ただ単純に行政だけで相  
談してですね、そしてから、「はい保険税これだけ持っていかなきゃなりません。」  
ということでですね、ぱっと議会に持ってきたりとかですね、町民にぱっと  
持っていったらですね、これ必ず抵抗感を感じると思う。だから今のうちからですね、  
上げる前に議会でも議論してもらいます。どっから財源を確保するか。例えば公  
民館長の連絡協議会もありますね。ああいう各種団体とのですね、意見交換会を今

のうちに十分しとくとですよ。そうすればですね、お互い納得しますよ。そうしないからこれを皆さんだけで決めてですね、もうこれだけ必要だからアップアップしているからというのは分かりますよ、その気持ちは。だから私が今申し上げたいことは、今のうちに各種団体との意見交換会し、じゃあ、そしたら財源はどのように確保するかということのですね、議論をしていかないと、必ずこういう問題が起こってきます。だから私はそれが心配でですね、それが心配でまずこの初議会においては、手法というものを、やり方というものをどういうふうにもっていくのかと心配だから、今のうちにそれを申し上げておかなければならないのじゃないかということ、申し上げているんです。町長の考え方をお聞きします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点についてはですね、まったくおっしゃるとおりでありまして、今後また今御指摘のことについては、やっていきたいというふうに思います。それともうひとつですね、御覧のとおり私ども高齢化が進んでいる地域においては、かつぐ方がだんだん少なくなっていって、かつがれる方がだんだん増えてくるという大変な現象がずっとみんな起こっているわけです。奄美を挙げてですね、今国保のあれを広域化すべきじゃないかという陳情を今一生懸命やっているところであります。このことはですね、もうそうしないとこの制度がやっていけないと。過疎になっているところは、ますます負担を逆立ちしても補えないというふうな状況になっておりましてですね、これをなんとか広域化、県単位でやるかということ、今一生懸命お願いを県・国に何かということをお願いを陳情を今しているところです。そういう点も併せて頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算(第2号)

○議長(町田末吉君) 日程第9、議案第50号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(南 政吾君) 提案理由を申し上げます。議案第50号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で繰入金40万円の追加、歳出で総務費40万円の追加を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算(第2

号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第10 議案第51号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(町田末吉君) 日程第10、議案第51号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(南 政吾君) 提案理由を申し上げます。議案第51号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で保険料2,726万円、国庫支出金4,752万1,000円、支払基金交付金5,769万1,000円、県支出金3,036万4,000円、繰入金2,332万4,000円の増額です。

歳出で保険給付費1億8,610万円の増額を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

○5番(喜山康三君) 普通徴収の部分があると思うんですけど、その滞納とかその辺の状況はどのような状況でしょうか。

○議長(町田末吉君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(沖野一雄君) お答え申し上げます。介護保険料の未収金でございますけれども、現在890万円程度の未収金がございます。

○議長(町田末吉君) 5番。

○5番(喜山康三君) これの件数についてちょっと説明をお願いします。内容について。

○議長(町田末吉君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(沖野一雄君) すみません。後ほどちょっと件数につきましては、調べましてお答え申し上げます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 介護の方をですね、滞納される方というのは、ほとんどいろんな意味で非常に厳しい方ではないかと思うんですよ。これがもう固定化されていくんじゃないかというすごく懸念してますけど、これについては町長どのようにお考えでしょうか。固定化される恐れがあるということで。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては今のところ検討、内部での検討はしておりません。これからこれが大きくならないうちにまた検討する必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） やはりいろいろお聞きすると非常に困っている方が非常に多いということをお聞きもしてますし、何分この方々は非常に今後も滞納になる恐れがあると。何らかのいわゆる支援策を講じるなり、県や国に対策を求めるようなことをですね、していかなくちやいけないんじゃないかと思えます。その点町長にお願いしときます。以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第

2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第52号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)**

○議長(町田末吉君) 日程第11、議案第52号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(南 政吾君) 提案理由を申し上げます。議案第52号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で繰入金13万円の追加、歳出で総務費13万円の追加を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10時15分から再開しますのでよろしくお願い致します。

-----○-----

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時12分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 先ほどの喜山議員の介護保険につきましの滞納分の金額、件数について御質問がありましたけども、それについてちょっと細かくお答えを申し上げたいと思います。介護保険の未収金につきましてははですね、まず、年金天引分のいわゆる特徴分というのと、普通徴収分がございますけれども、当然年金天引分につきましては、100%徴収をしております。したがって、普通徴収の窓口徴収分が滞納という形がどうしても出てまいりますけれども、その普通徴収分につきましの滞納分の金額をまず申し上げますと、先ほど私が890万というふうに申し上げましたけども、正確には877万4,444円ございまして、それは決算書の後ほど後で出てまいります決算書の方の139ページに記載しております。その中では件数が記載されておりませんので、件数について御説明を申し上げたいと思います。件数につきましては、実は7期に分けて徴収することになっておりまして、7期と申し上げますのは、8月から各月ごとに2月までの7カ月分、7期に分けて徴収されますけれども、延べ件数で1,403件の未収金がございました。したがって、延べ件数でございまして、個別に何人というのはちょっと時間がかかりますので、ここでは割愛させていただきたいと思います。以上です。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 日程第12から日程第19までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質疑に止めます。

-----○-----

日程第12 認定第1号 平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第12、認定第1号、平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第1号、平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。なお、細部にわたっては各担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 一般会計につきまして御説明を申し上げます。資料はお手元に配布してございます平成19年度主要施策の成果に関する説明書の1ページから説明を申し上げます。

1、一般会計決算の概要について。平成19年度の予算規模は37億4,581万3,000円で前年度に対し、2,019万7,000円（0.5%）の増となっております。また、決算額は、歳入で1億246万5,000円の増、歳出で9,397万円の増となっております。平成19年度の決算は、歳入歳出差引き1億5,767万8,000円となり、その内1億4,761万9,000円を財政町政基金に条例積立を行い、1,006万円の内（繰越明許費357万円、事故繰越649万円）を翌年度へ繰り越してあります。

2、歳入の状況について。町税、3億1,532万8,000円（構成費8.3%、対前年度比108.1%）地方譲与税4,615万8,000円（構成比1.2%、対前年度比58.5%）利子割交付金131万4,000円（構成比0.0%、対前年度比130.6%）配当割交付金68万8,000円、株式譲渡所得交付金32万9,000円、地方消費税交付金4,796万3,000円（構成比1.3%、対前年度比98.7%）自動車取得税交付金1,217万3,000円（構成比0.3%、対前年度比94.5%）地方特例交付金311万7,000円（構成比0.1%、対前年度比50.1%）地方交付税20億729万2,000円（構成比53.0%、対前年度比98.2%）交通安全対策特別交付金115万9,000円、千円が抜けております。（構成比0.0%、対前年度比134.3%）分担金負担金2,762万6,000円（構成比0.7%、対前年度比92.4%）使用料手数料3,289万6,000円（構成比0.9%、対前年度比109.6%）国庫支出金3億292万2,000円（構成比8.0%、対前年度比140.2%）県支出金1億8,018万5,000円（構成比4.8%、対前年度比95.1%）財産収入1,306万2,000円（構成比0.3%、対前年度費110.9%）繰入金3億2,676万6,000円（構成比8.6%、対前年度費355.7%）繰越金1,305万7,000円（構成比0.3%、対前年度比9.8%）諸収入6,211万4,000円（構

成比1.6%、対前年度比129.4%)町債3億9,330万円(構成比10.4%、対前年度比87.2%)が、歳入の主な内容で、歳入合計は37億8,744万9,000円(対前年度比102.8%)となっております。

次に、歳出の状況につきまして説明いたします。議会費7,092万9,000円(構成比2.0%、対前年度比100.9%)総務費3億9,723万6,000円(構成比10.9%、対前年度費85.4%)民生費6億8,325万7,000円(構成比18.8%、対前年度比104.1%)衛生費1億9,187万6,000円(構成比5.3%、対前年度比87.1%)農林水産業費3億5,892万8,000円(構成比9.9%、対前年度比89.9%)商工費8,565万3,000円(構成比2.4%、対前年度比104.3%)土木費3億1,382万7,000円(構成比8.7%、対前年度比79.3%)消防費1億1,627万5,000円(構成比3.2%、対前年度比107.0%)教育費6億3,473万6,000円(構成比17.5%、対前年度比135.5%)公債費6億8,395万6,000円(構成比18.8%、対前年度比102.2%)災害復旧費1,650万1,000円、諸支出金7,659万7,000円が歳出の内容で歳出合計36億2,977万1,000円(対前年度比102.7%)となっております。

次に、性質別決算額で構成比の大きい順に申し上げます。人件費9億3,279万5,000円(構成比25.7%、対前年度比94.0%)公債費6億8,395万5,000円(構成比18.8%、対前年度比102.2%)普通建設事業費6億1,944万2,000円(構成比17.1%、対前年度比109.2%)物件費4億8,031万円(構成比13.2%、対前年度比102.5%)補助費等3億1,255万3,000円(構成比8.6%、対前年度比99.6%)繰出金2億6,110万1,000円(構成比7.2%、対前年度比103.6%)扶助費2億3,432万9,000円(構成比6.5%、対前年度比121.0%)積立金7,524万9,000円(構成比2.1%、対前年度比127.4%)投資及び出資金・貸付金1,129万円(構成比0.3%、対前年度比85.9%)維持補修費123万8,000円(構成比0.0%、対前年度比18.7%)の順となっております。

御審議されまして、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

○5番(喜山康三君) 主要施策の成果に関する説明書の中でお聞きしたいんですけど、2ページのお知らせカレンダーと広報よろんの発行についてなんですけど、このお知らせカレンダーの中にですね、一般民間の募集とか求人無料で掲載されて

いると思うんですけど、これ提案としてですね、普通、新聞の折込すると1枚につき5円ぐらい徴収されているんですけどね。それで町内で1,380件、これはですね、公明新聞は含んでおります。赤旗は含んでおりません。それで一応これで6,000円ぐらいの負担を配布代だけでも一般民間は負担してやっているわけですけど、この辺についている何らかの協賛金みたいなものをもらって少し収益を民間的発想をこれに取り入れることはできないのかなと思ってるんですけど、それは提案としてこれは要望しておきます。

次のですね、衛生費、ごみの減量についてですね、何らかの対策を講じられてこられたかがですね、その点についてもし伺うことが何かあれば伺いたいと思います。減量対策を何かされたかどうかということですよ。

○議長（町田末吉君） 清掃センター所長。

○清掃センター所長（杉田愼孝君） ごみの減量につきましては、本年度の4月からダンボールを事業等や一般持込みされる清掃センターに、一般持込みされるダンボールを全部倉庫に保管しておきまして、コンテナに詰め込みまして、沖縄の方に業者が引き取って沖縄の方に送っております。それでダンボール類が大分減りまして、減量化にもつながっております。それとリサイクルセンターにおきまして今年から相談しておりますけども、家電等の粗大ごみ、持ち込みされる粗大ごみに含まれるプラスチック、そういうものも全部含めて業者の方に引取りをするような相談をして、ごみの減量化に一生懸命努力しております。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 非常にいい傾向ではないかと思っておりますので、是非ごみの分別と減量についてもっと取り組んでですね、このいわゆる6,600万円のこれだけの処理費がかかってますので、それとまた処理センターの改築とかいろいろ今後の予算のことを考えればごみ減量について、もっと真剣に取り組んでいただくよう要望しておきます。続いて、23ページの堆肥センターの運営費についてなんですけど、当初事業計画されている時には、できるだけ黒字にするようにということですよ、伺ってたんですけど、依然として町営の負担が続いていると。何とかこれを自助努力で経営努力で負担を町営の負担を軽くするよう頑張ってくださいと思いますけど、このホイロローダー一式とあるんですけど、ホイロローダーって何に使うんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この堆肥センターの事業費の中身でございますが、現在受入高としましては、原料で5,560tでございます。売上げにつきましては1,783万7,000円という去年の実績でございますが、これまでの中山間で造

りましたその規模ではどうしても現在の堆肥の処理が難しいということがありまして、昨年資源リサイクル環境整備事業で事業を実施いたしまして、860㎡の熟成庫を作製いたしました。いや造りました。それで町の負担は15%でございますが、その事業費の中に向こうで使うホイルローダーと、それから環境整備の周りの家の周りの舗装ということで、すべてこれに入れまして、これは町の負担分といたしまして、こうなりますように872万1,000円がこの事業に携わったものでございます。それと後は町単独工事がありますがけれども、現在買ってあります土地のため池から出てくる土砂をその外の方に出さないための石積み、あるいは又整備等をやったためにこの費用が出ておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） ホイルローダーは何ですか。何のために使うものですか。これは。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 向こうでの堆肥の運搬でございます。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

### 日程第13 認定第2号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第13、認定第2号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第2号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。

なお、細部にわたっては各担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御願いたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 成果表の51ページになります。国民健康保険（事業勘定）事業の概要について御説明申し上げます。

平成19年度与論町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算は、10億6,13

6万3,000円でございます、前年度に比較しまして2億3,711万5,000円(28.7%)の増となっております。また、決算額につきましては、歳入が9億425万1,000円、歳出が9億5,886万3,000円で歳入歳出差引マイナスの5,461万2,000円となりまして、不足額5,461万2,000円を平成20年度国民健康保険(事業勘定)特別会計予算より繰上充用しております。

歳入歳出で主なものは、歳入の方で国民健康保険税が1億7,153万3,000円で前年度に対しまして411万7,000円(2.34%)の減、国庫支出金が3億8,306万円で前年度に対しまして7,114万3,000円(22.81%)の増、一般会計繰入金6,009万1,000円で前年度に対しまして329万3,000円(5.80%)の増でございます。

歳出の方では総務費が1,419万1,000円で前年度に対しまして503万2,000円(54.94%)の増、保険給付費が5億3,524万5,000円で前年度に対しまして6,157万9,000円(13.0%)の増、老人保健拠出金が1億9,866万9,000円で前年度に対し、6,102万9,000円(44.34%)の増、介護給付費が5,460万9,000円で前年度に対し351万2,000円(6.04%)の減などが主なものとなっております。年々上昇します医療費を抑制するために国保のヘルスアップ事業、健康づくり推進事業、心の健康づくり推進事業の導入、レセプト点検によります医療費の適正化、疾病の早期発見を進める人間ドック補助事業などの継続実施に加えまして、本年度は新たに地域資源を活用しました健康づくり事業の導入による疾病予防対策にも取り組んでおります。なお、細かい数字、表がございますけれども、この第一表の被保険者数及び世帯数の中身につきましては、この表を御覧いただきたいと思っております。

次の52ページに移りまして、医療費の状況、第2表のところですがけれども、一番下の19年度のところだけちょっと読み上げてご紹介申し上げたいと思っております。医療費の総額ですがけれども、医療費の総額と申しますのは、保険給付費と一部負担金を合わせたものですがけれども、19年度の合計が13億6,817万5,151円というふうになっております。中身につきましては、若人、退職者分、老人分というふうに分かれております。あと第3表の高額療養費の状況、それから第4表、その他の保険給付費の状況、あるいは第5表の1人当たりの要因につきましては、また御覧いただきたいと思っております。以上です。

○議長(町田末吉君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。8番。

○8番(喜村政吉君) 年々高騰する医療費の抑制のために様々な事業がなされているわけでありまして、その事業の割には、目に見えて医療費が抑制しているとも

思えないし、年々加算できているように思われるわけですが、ある意味ではそういう事業を推進しているから、これだけに抑えられているんだという考え方もありますが、その辺の問題点はどのように分析されておられるのか。その抑制に対するいろんな事業の成果は上がっているのか、また中身等さらに検討しているいろんな対策を考えていく必要もあるんじゃないかと考えられますが、その辺の問題点についてはどのように認識されておられるのか、お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 町全体の行政の今後の方針、今までの方針の説明ということになるかと思いますが、実は一番困っているのがこの高齢化現象で保険制度がですね、もう壊滅状態にきている。これはもう各地方自治体はほとんどみんなそうでありまして、だからといってその打つ手がなかなか見つからないというのが今までの現状であります。しかし去年、おとし、3年ぐらい前から具体的に健康増進以外にその道はないということで国の方針、県の方針もですね、健康対策というのを一生懸命今やっているわけです。それが具体的に出てくるというのは、年々医療費が上がっているわけでありまして、まだ効果が出ていないですけども、それを徹底して高齢者の方も健康な高齢者、青少年もですね、健康なあれを維持するという形でスポーツとかいろんな面での前向きな事業を導入して今やっていると。ただその結果がまだ効果が出てきていない。この問題またある程度期間をおかないと出てこないんじゃないかというのは、最初から考えているわけでありまして、そういったような方向で、その方向に向かって今一生懸命努力をしている状況です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 先ほどの質疑の答弁の中でも町長がありましたように、増嵩する苦に保税の関係からも、また広域化とかそういうのもいろんなことを考えていかなければならないということを、先ほどもありましたけど、そういうのも含めてあるいは又後期高齢者等の医療制度の様々な問題点も含めてですね、もちろん国は国なりにいろんな制度をやってくるわけでありまして、地方は地方として地方の実情を踏まえながらやっぱりそれぞれの問題点を出し合って、また地域の公共団体とも協力できることは協力し合ってますね、国に対してあるいは県に対してもやっぱり地域の実情をこうこうなんだからこうあるべきではないかということですね、積極的に訴えて是非地域住民が本当に安心して暮らしやすいような制度に向かって、御努力を積み重ねるよう要望しておきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第14 認定第3号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第14、認定第3号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第3号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、細部にわたっては担当課長より説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）について御説明申し上げます。平成19年度与論町国民健康保険特別会計、申し訳ありません。53ページになります。よろしくお願いいたします。53ページの方を御覧いただきたいと思います。本年度の与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）の決算額につきましては、歳入総額512万3,868円でございます。歳出総額が512万3,868円で、同額となっております。歳入の主なものですが、一般会計繰入金498万442円でございます。歳出の主なものにつきましては、公債費512万3,868円というふうになっております。以上です。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第15 認定第4号 平成19年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第15、認定第4号、平成19年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第4号、平成19年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算

認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、細部にわたっては各担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 資料の54ページになります。よろしくお願ひいたします。ちょっとタイトルが抜けておりました。申し訳ございません。と畜場特別会計決算の概要でございます。54ページになります。決算額で一般管理費で6万円を計上しております。内容でございますけれども、と畜場の衛生的な維持管理に努めますとともに、適正な検査体制の確立によりまして、安全な食肉の提供に努めてまいりました。内容ですけれども、豚が4頭、やぎが25頭、合計で29頭、使用料の方で2万3,690円の歳入がございました。以上でございます。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

#### 日程第16 認定第5号 平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第16、認定第5号、平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第5号、平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、細部にわたっては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひ

たします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 資料の55ページになります。与論町老人保健特別会計の決算の状況につきまして御説明申し上げます。平成19年度与論町老人保健特別会計の決算額は、歳入総額8億9,392万6,985円、歳出総額8億8,097万5,771円となりまして、歳入歳出差引き1,295万1,214円を平成20年度に繰り越しております。

歳入歳出のもろもろとしまして、歳入におきましては支払基金交付金4億4,302万4,000円で前年度に対し4.7%の減、国庫支出金2億8,924万5,292円で前年度に対し0.5%の減、県支出金7,076万2,118円で前年度に対し2.7%の減、一般会計からの繰入金8,608万2,000円で前年度に対し8.6%の増となっております。

歳出におきましては、医療諸費8億6,804万2,591円で、前年度に対し2.3%の増となっております。老人医療費につきましては、医療費の抑制を常に念頭におきまして疾病の予防、早期発見、治療を基本に健康相談、健康教育、健康診査等を行いまして、高齢者の健康づくりに努めてまいりました。老人医療費の条件についてですけれども、一番下の方になります受給対象者が1,003人、受診延べ件数が1万2,361件、総医療費が9億4,182万5,478円、一部負担金が7,517万2,251円、町の負担金が7,118万1,596円、1人当たりで医療費を算出しますと93万9,009円となっております。1件当たりの医療費で7万6,194円というふうな状況になっております。以上です。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第17 認定第6号 平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第17、認定第6号、平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第6号、平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項

の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。

なお、細部にわたっては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） 農業集落排水事業特別会計について申し上げます。56ページでございます。お願いいたします。歳入歳出決算額は、2,081万6,451円となっており、歳入歳出の主なものは、歳入で下水道使用料1,144万6,680円、一般会計繰入金895万2,526円となっており、歳出では一般管理費1,295万6,091円、ちょっと記載がされておられませんですけども、公債費786万360円となっております。業務内容としましては、赤佐地区の宅内工事の推進を図り、家庭雑排水の適正処理に努めました。本年度は5件の新規加入があり、年度末加入率が88.5%でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

#### 日程第18 認定第7号 平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第18、認定第7号、平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第7号、平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。

なお、細部にわたっては各担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 資料の57ページ成果表の一番最後になります。よろしくお願いたします。平成19年度の与論町介護保険特別会計の決算額につきましては、歳入総額5億2,916万5,938円、歳出総額で5億1,427万1,504円で、歳入歳出差引き1,489万4,434円の黒字となっております。

歳入歳出の主なものにつきましては、歳入で介護保険料（第1号被保険者保険料）これは65歳以上の方ですけれども、これが7,895万4,789円、国庫支出金1億2,993万3,930円、支払基金交付金1億4,276万2,000円、県負担金7,485万8,646円、繰入金6,783万円、繰越金3,431万9,552円となっております。

歳出の方では総務費が369万7,209円、保険給付費4億5,883万813円、財政安定化基金拠出金54万9,477円、地域支援事業費1,125万3,824円、諸支出金3,531万404円、財政安定化基金償還金433万1,777円となっております。なお、保険給付費適正化の観点から定期的に受給者に対しまして介護給付費の通知を行い、介護給付費の抑制に努めてまいりました。また、平成18年度の介護保険制度の改正によりまして、設置しました地域包括支援センターにおいて、介護予防事業を実施し、医療介護になる恐れのある特定高齢者、これは65歳以上のいわゆる介護認定を受けてない方ですけれども、その予備軍、要支援、要介護の予備軍の方々でございます。特定高齢者や一般高齢者の介護予防にも取り組んでまいりました。受給状況、それから月平均の利用状況、費用額につきましては、御覧いただきたいと思っております。以上です。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第19 認定第8号 平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第19、認定第8号、平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第8号、平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます。

なお、細部にわたっては各担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） 水道事業会計について申し上げます。資料が別資料になります。この資料の平成19年度水道事業決算書でございます。10ページをお願いいたします。まず、総括事項の営業について申し上げます。本事業年度の年間給水量は59万6,872<sup>m</sup>で前年度対比8,411<sup>m</sup>、1.39%の減となっております。流量監視システムによる流量監視のもと徹底した漏水調査を実施し、有収率の向上が図られ、浄水場の運転経費の節減に努めました。

次に施設の維持発展を図るための資本投資としての本年度の建設改良工事について申し上げます。浄水施設整備費547万5,028円、送水施設整備費215万6,806円、排水施設整備費1,360万783円、営業施設整備費173万9,000円の設備投資を行いました。次に、経理について申し上げます。本年度本事業年度収入支出及び決算経理について申し上げます。収益的収入及び支出額は水道事業収益1億7,069万2,938円、水道事業費用1億6,898万6,430円で当年度純利益170万6,508円となっております。資本的収入及び支出額は資本的収入30万円、資本的支出6,055万4,486円となっております。収支不足額6,025万4,486円は、減債積立金及び過年度損益勘定留保資金並びに消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。以上、平成19年度決算の概要について申し上げますが、水道事業の主な財源である水道料金収入は、前年度対比で1.5%減少、受託工事収益が37.3%減少している一方で、浄水場運転費用の削減等の経営努力により、本年度会計は前年度に引き続き黒字で推移しております。今後ともさらなる有収率の向上に努め、健全な水道事業を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

## 日程第 20 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第 20、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 8 号について、議長と前監査委員の福地元一郎君を除く、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号について議長と福地元一郎君を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長各 1 人を選任していただきたいと思います。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 04 分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定の旨通知を受けましたので、お知らせします。委員長に野口靖夫君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

## 日程第 21 同意第 1 号 監査委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第 21、同意第 1 号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、福地元一郎君の退場を求めます。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第 1 号、監査委員の選任について、下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

提案理由を申し上げます。同意第 1 号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、福地元一郎氏を任命したいので、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意第1号は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月29日本会議（一般質問）であります。定刻まで御参集ください。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時07分

# 平成20年第3回与論町議会定例会

第 3 日

平成20年9月29日

平成20年第3回与論町議会定例会会議録  
平成20年9月29日(月曜日)午前9時18分開議

1. 議事日程(第3号)

開議の宣告

第1 一般質問

2. 出席議員(11人)

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村政吉君
10番 麓才良君	11番 大田英勝君
12番 町田末吉君	

3. 欠席議員(1人) 欠員(0人)

9番 野口靖夫君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名(12人)

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 佐多悦郎君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田愠孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員(2人)

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開議 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。会期中に陳情がありましたので、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

5番、喜山康三君。5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 平成20年第3回定例議会一般質問を行います。

この度の本町議会議員選挙において、町民の御支援のもと、三度当選することができたことに対し、壇上より深くお礼申し上げます。初心に帰り、議員を志した思いを改めて思い起こしながら、町民から思い付託をされたものとして、おごれることなく謙虚に誠実に頑張ることをお誓いいたします。近年、不慮の死に関わる悲しい出来事が多発する傾向にあるのではないかと大変残念で悔しさとやりきれない気持ちに襲われています。誠の島と標榜している私たちの島は、何かを忘れていないのかと自問自答するばかりです。不慮の死の背景には、個々の問題や様々な社会的要因が影響しているものと考えられます。平成18年には、自殺対策基本法が公布されております。自殺対策基本法の対策内容は、1、自殺防止の調査研究、情報収集、2、自殺の恐れがある人が受けやすい医療体制の整備、3、自殺の危険性が高い人の早期発見と発生回避、4、自殺未遂者と自殺（未遂を含む）者の親族に対するケア、5、自殺防止に向けた活動をしている民間団体の支援、6、内閣府への自殺総合対策会議の設置運営、7、自殺対策の大綱の作成推進、以上7項目からなっております。この法律の制定趣旨に沿い、町当局が中心となって、地域全体で何ができるかについて考えていく機関の設立を町長に強く要望いたします。

さて、今月を持ちまして、御勇退される当議会の岩村中里事務局長、長い間御苦労様でした。昭和44年、1967年以来39年3か月という長い間、本町発展に御尽力いただき、誠にありがとうございました。御勇退後もくれぐれもお体に気をつけられ、本町発展のため貴重な経験と知恵で御指導・御鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。後ほど岩村中里事務局長よりひと言あいさつを賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

一般質問に入ります。元気よくいきたいと思います。

1、与論町庁舎の耐震性及び安全性及び建て替え計画について、町長の見解を伺いたい。

①庁舎の耐震性と安全性について、どのように認識されているか。また、建て替えの計画はあるか見解を伺いたい。

②建て替えの場合、まちづくりの視点から建設場所は現在地から移動すべきではないと考えるが、町長はどのように考えているか。まちづくりの考え方と併せて見解を伺いたい。

2、朝戸ため池をはじめ、ため池、灌漑配水事業の整備、配水及び運営状況並びにコイン給水の運営状況全般について見解を伺いたい。

①朝戸ため池をはじめ、ため池全般について伺いたい。

②コイン給水運営の在り方に無駄がないか。運営改善の必要性はないか伺いたい。

3、防災無線の戸別受信機及び防犯灯について、町民からの要望や苦情が寄せられています。見解を伺いたい。

①防災無線の戸別受信機の設置状況について。

②青色街灯は既存の街灯よりは暗く感じる。不気味だと苦情が寄せられています。青色街灯に対する国の見解も出されていません。設置根拠について、見解を伺いたい。続いて、一般質問より質問に入らせていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまの喜山議員さんの御質問にお答え申し上げますが、最初の冒頭述べられた私ども与論町の社会情勢について、今後あらゆる角度から調査研究をしながら対応できる対象を作ってまいりたいというふうに考えております。

早速ですが、質問に対してお答え申し上げます。1の（1）について、役場庁舎の本体部分については、昭和42年3月に建設され、築41年が経過しておりますが、この間数回にわたり増改築を繰り返し、現在に至っております。御指摘の安全性については、19年度に業者に依頼し庁舎の1階と2階の天井のスラブの剥離部分の除去と調査を行いました。1階町民室部分の剥離のほかは特に大きな異常は認められませんでした。しかしながら、7月に震度5弱の地震が起きたこと、また庁舎の老朽化が進んでいることから、耐震性等についての検討も進めていく必要があるものと考えております。

なお、庁舎の建て替えの計画等については、第4次与論町総合振興計画において「基金の積立てを行いながら、建て替えについて検討を進める」と位置づけており

ますが、現時点における庁舎建設基金は3,016万9,394円となっており、極めて厳しい状況にあります。

一般単独事業債等を財源とした建設も考えられますが、他の計画との整合性や財政面を考慮した場合、現時点においては、島の将来を担う子供たちのための教育関係施設の整備を優先すべきであると考えております。

次に、1の(2)について、お答え申し上げます。1の(1)で答弁申し上げましたとおり、現時点においては、建て替えは極めて厳しい状況にありますが、仮に建て替えをする場合の考え方について申し上げます。

国は、歩いて暮らせるコンパクトシティ実現のため、まちづくり三法の見直しを行いました。本町においても国の動向と本町の置かれた立場が合致することから18年度から検討を重ね、本年度「茶花商店街の活性化」を目的とした「与論町中心市街地活性化基本計画」を策定したところであります。この基本計画を策定するに当たり、各種部会等を設置し種々まちづくりの検討を重ねてきたところでありますが、役場の位置については主に現在地周辺を想定した検討が行われております。

一方、防災面から、役場庁舎は地理的に各種災害時に常時対応できる場所に建設されることが望ましいとの御提言もあることから、今後「与論町公有財産建物建設検討委員会」及び「与論町公有財産建物建設庁内調査検討委員会」などで検討するとともに、広く町民の皆様の御意見を拝聴しながら慎重に検討していきたいと考えております。

次に、2の(1)についてお答え申し上げます。本町のため池は、事業実施途中のも含め22箇所のため池があります。そのうち7箇所は工事実施中であります。水管理組合によって管理運営されているため池が現在8箇所あり、その他のため池についても、水管理組合ができた段階で運用を水管理組合に委ねることにしております。

次に、2の(2)についてお答え申し上げます。コイン給水施設は27箇所あり、250リットルあたり10円で運用しております。7月から10月までの干ばつ期には無料開放を行っております。コイン給水施設については、建設年数が経過しており、現在修繕を重ねながら利用している現状にありますが、修繕不可能な施設については、補助事業の導入を図り漸次更新を図ってまいります。

次に、3の(1)についてお答え申し上げます。御指摘の戸別受信機については、昭和63年度に防災まちづくり事業で親局一式と個別受信機2,200個が整備されております。平成13年ごろから戸別受信機に不具合が生じてきたこともあり、まちづくり委員会の情報部会に検討を依頼したところ、島内業者において安価で修理が可能であるとの提言があったことから、メーカーを含めた島外業者による

修理コスト等を総合的に比較した結果、島内業者に修理を依頼することになり、現在に至っております。

しかしながら、整備後20年が経過していることから起こる受信機自体の劣化や親機がデジタル化されたことから起こる不具合も予想されることから、今後情報の伝達に支障を来すことがないよう検討を進めていきたいと考えております。

次に、3の(2)についてお答え申し上げます。街路灯の設置については、第4次与論町総合振興計画において「安心して暮らせる島づくり」を位置づけ、安全な生活の確保に取り組んでいるところから、厳しい財源の中ではありますが、段階的に整備を進めているところであります。御指摘の青色街灯の設置については、与論幹部派出所からの要請や「平成12年英国北部スコットランドのグラスゴーにおいて景観改善対策の一環として街灯の色をオレンジから青に変更したところ、犯罪が大きく減少するという副次効果が表れたとの情報」や「青色には人の副交感神経に作用して落ち着かせる鎮静効果と心理的に人を冷静にさせる傾向があるとの情報」などから総合的に判断して、平成18年度の新規設置分や取替え分等から順次青色街灯に移行してきたところであります。

しかしながら、青色街灯については様々な御意見もあることから、今後広く町民の皆様のご意見を拝聴しながら関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 与論庁舎の耐震性や安全性については、町民からばかりでなく、場内の職員の方々や御家族の方からもいろいろと話は舞い込んでおります。確かにこの建物については、3階の増築等もあり、関係者より非常に危険性について指摘されております。このことについては町長はすでに耳にしておられると思いますが、この答弁書の中にも危険性については、町長なりに若干懸念をされているんじゃないかと思えます、と私は判断されます。このことについては、非常にこの庁舎問題は、建て替えの安全性のみならず、この茶花の中心地のいわゆる与論町の中心地を形成する重要なシンボルとしての意味もあり、その点のことからもまち興しの観点からも、これは単なる建物の安全性とか、そういう問題ではないと思えます。この問題に取り組むのは非常に時間的にも遅過ぎたんじゃないかと思えますけど、この建物についてはもう町長も建設課長も御存じと思いますが、昭和53年の宮城県沖地震後の耐震設計法が見直されて、昭和56年に大改正されております。特に特定建築物ということで、公益上重要な建築物、常時多数の人がいる建物、不特定多数の人が集まる建物、そして3階以上、1,000平方メートル以上というものは、かなり厳しい耐震性が要求されているというのは御承知かと思えます。特

にまたこの与論庁舎の独特な建築形式として、いわゆる下駄履きみたいなピロティ形式ということですね、これは宮城県沖地震でも非常に問題になりましたけど、こういう観点からも島のまち興し、新たなまちづくりの問題、その点からも非常に最優先して取り組むべき課題ではないかと思えますけど、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 基本的に誠におっしゃるとおりでありまして、実は、いろんな角度から指摘されているわけでありまして。一番最もと思われる指摘が、島の頭脳を抱えている役場が一旦災害が起きた時に、そこが頭をつぶされたら、もうどうにもならないじゃないかという御意見もいただいたりして、大変苦慮しているところではありますが、私ども小さな島においてですね、よく考えた時に先ほども答弁の中でちょっと申し上げたわけでありまして、まずは、子供たちのところから耐震的な年度から言っても、子供たちの環境が早急に望まれている状況にあって、それをできるだけ早くやってから、引き続き考えていきたい。その間に少しでもゆとりができるような方法で対応をしてまいりたいというふうに思っております。その1つがまず先ほど申し上げましたいろんな計画の中で、いろいろと問題も出ているわけでありまして、その今しなければならぬ準備ですね、財政的な準備以外の準備が相当あるわけでありまして。その点を早急にですね、やらなきゃならぬということで、それを極力今進めているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） はい、5番。耐震性や安全性については、非常に懸念されるということは、町長はお認めになるわけですよ。それで安全性とか耐震性については、何よりも最優先すべきではないかと私思います。町長がおっしゃるとおり、いわゆる行政情報とか、様々な重要なものが与論庁舎には詰まっております。また、与論町役場で働いている皆さん方も非常に重要な方々でこの庁舎に災害が起きたら、一体地震でも起きて皆さん方に負傷でも起きたら一体どうなるだろうか。この与論町の行政そのものが麻痺するような状態になりますので、行政が麻痺するだけでなくですね、与論町全体のいわゆる指揮命令ができなくなる状態にありますので、その辺もきちっと考えられてですね、早急に考えていただきたい。それとともに、町長が今おっしゃられているいわゆる予算の裏づけの問題ですが、確かに建設基金は3,000万円余りと、一体今まで与論町は庁舎に対する考え方とか、それはどういうことになっていたのか。聞くところによると喜界町の方は、10億近く積み立てて準備していると。先般の新聞に加藤町長のコメントにもありましたけど、JAを経営している時に破産寸前になり、地獄を見てきたと。きちっとした形

の経営をしなくちゃいけないということで、さすが喜界の町長のやってきたことは、やはり何か違うんだなと、つくづく思ったわけですが。この財政問題についてですね、確かに3,000万円そこらの基金では確かに何もできないかもしれませんが、ではじゃあ学校建設などもどうなんだと。学校建設でもすべて地元の補助金分は別として、交付金分は別として、借金で賄ってきているじゃないか。それと同じように与論庁舎も建てたらどうかという意味ではありませんが、この庁舎をただ単なる庁舎としてだけではなく、様々ないわゆる地域の企業とか、様々な産業育成、まちづくりの拠点としての考え方でやる必要があると。それについて町長から具体的にこういう方向でこういう考え方で今後何年後にはやりたいなど。そういう意向ぐらいはぜひお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の財政状況からいきまして、何年後という明確なあれはできないわけでありまして、順番として、次の2小学校のある程度の安全性を確保した次にやりたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前向きな答弁をいただき、本当に有り難いと思います。私、この役場のことはもう本当に再三言いますが、このまちづくり、島づくりがどうあるかというものすごい大きな岐路に立たされているというか、ひとつの原点ではないかと思います。今、茶花市街地街並み整備トータルプランが平成14年に作られて、その後平成18年の9月に茶花市街地活性化基本計画が商業部会とか作業部会で作成されているようですが、この中でも高齢化社会を考えてバリアフリーの建設に対応すべきだとか、茶花中心地のその中に県営住宅の誘致も図るべきではないかと、その辺も合わせて様々な観点から役場庁舎がどういうあるべきか。また、近いうちにくると思われる市町村合併ではなく、道州制に合わせた形で20年、30年後にも活用できる庁舎の造り方はどういう庁舎だろうかと、その視点をですね、勘案しながら将来を見据えた今までの既存の考え方にとらわれないプランとですね、考え方をしていただきたいんですけど、町長のですね、今、まちづくりにおける基本的な考え方をですね、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） このまちづくりの件についてはですね、まだ決定ではないわけでありましてけれども、私は私なりに個人的にある構想を持ってはいるわけでありまして。それがそのままできる、やるということではなく、それは最終的に先ほど申し上げましたいろんな委員会をやって公正な立場で決定をしていきたいというふうに最終的には思っているわけでありまして、現時点の私の考え方としては、やっぱり

この位置でなければならぬんじゃないかというのがひとつ。もうひとつは防災面で造る時にこの庁舎がどういう働きを、対応をするかということを基本的に考えてやるべきじゃないかというふうに思っております。仮に例えば地震が起きた、あるいは津波が起きた時に、この庁舎がどういうそれに対応して防災面で活用できるかというのでも検討した上でやる必要があるんじゃないかというふうに考えております。また、島民の意見によっては、またこの場所が悪いという意見もある可能性もあるわけですが、しかしそれは公平にですね、自分だけの考え方だけではなく、公平に町民のコンセンサスを得た上できちっと造っていきたい。仮にまたこの場所ということを想定してですね、金とかそういう準備はできてもですね、実際に建物というのは建たないわけですね。いろんな条件がそろって初めて建てられるわけでありまして、その面のできるだけ早くきちっとしていききたいという準備を今やっているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 非常にまちづくりの在り方、今後の将来20年・30年・50年後、この茶花の中心地がどうあるべきかというひとつのプランの中でですね、ぜひ私の考えるのは、やはり基本的にこの場所を移動すると問題があるんじゃないかと、やはりいろんないわゆる複合庁舎でいいんじゃないかと、様々な会館とか様々ないわゆるコミュニティを形成するような、あるいは中にレストランがあっても結構じゃないですか。いろんな考え方があると思いますけど、ひとつ様々な意味で与論の起点を造るという考え方で、是非今から基本的な考え方をまとめ、それに方向づけをつけて頑張っていただくようひとつ要望して強く要望しておきます。

それから、続いてため池について質問したと思いますけど、ため池及びコインについて課長のですね、基本的な考え方、今の状況についてですね、簡単に御説明を伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） ため池のことにつきましては、現在修理をしなければいけないため池がたくさんありますけれども、このため池等については、今、現在の走っている事業でやっているもの、あるいは又次の事業を待たなければいけない分ということでやっているところがございます。御指摘のここにありました朝戸のため池でございますけれども、実は当初中山間事業で計画をしていたということでありましたけれども、その後平瀬のまたため池が故障をしたり、また修理をしないといけないということで、それでいろいろと検討を重ねてきた結果、県やいろんな関係方面ともした結果、今回の中山間事業では平瀬ため池を入れていくということ

に、向こうの方はすべて配管施設そういったのができている関係で、そちらの方に一応今回は充当をしまして、そして、今、ふるさとの土層改良、あれを含めた畑かん事業、それから岸本地区の畑かん事業、ほ場整備を含めた事業がありますが、それと朝戸地区のほ場整備、これらを一体的にできないかということで、去年からその水収支計算を県が独自で、古里の水路の末端施設の方に農地測量を設置いたしまして、現在、今年・来年、去年から今水の流量計算を実施いたしております。こういった統計、水の量を勘案して、そして、これから一体的にこのため池の数、あるいは又その設置場所、あるいは又今現在あるため池を改良拡張こういったものをそれから面工事、岸本と朝戸につきましては、どうしても面工事を伴わないと今後のパイプラインが非常に難しいということ等もありまして、現在そういった作業を進めてきております。従いまして、今年・来年まで自治公民館の方をお願いをいたしまして、同意の取得をしてもらっているところでございます。今後この同意状況を勘案しながら、ため池の規模決定、あるいは又水路の決定をして、畑かん計画を実施していきたいということで考えているところでございます。それまでの間のつながりが今のコイン給水施設という考え方でございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） ため池の状況とか、今コインのサービスの状況を見ていてですね、はたから見ている非常に無駄があるんじゃないかとか、施設はせっかく整備されていながらですね、私、平成10年に議員当選以来、ため池については写真撮影してずっと記録しているんですが、どの程度が満水なのか。いわゆる梅雨時期の6月の梅雨時期にため池を全部回って渇水期になる4月前に写真撮ったりもしておりますが、一体この池というのは果たして満水状態になるほど水量を確保しているのか、という疑問があるとともに、そのため池の維持管理・メンテ、将来あれが30年・40年・50年後の後にあのため池が一体どうなるんだろうかと、今のような状況になったら、法面が崩落して周辺の道路や畑地がそこに舞い込んでうずまっていくなんじゃないかと、取越し苦労か分かりませんが、非常にため池の工法の在り方、維持管理の在り方についても大きな疑問を抱いております。

その次については、事業調査の中で、バスの中でも町長さんにもいろいろ伺ってましたけれど、やはりですね、今の工法は何らかの方法で変えないとですね。また、同じことを2度も3度も4度も繰り返してますので、果たしてこれでいいのか、これで極端な話が会計検査が入ったらどうなるんですかね。これに対して県も町もですね、一体どういうことで会計検査の方々にもちゃんと話が通じるのかなと、素人の私が見ても非常におかしいと、その辺がありますので、この辺については町長どういう考えか、予算がないからとかですね、そういう話ではないと思う

んですよ、よろしく。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今さっき課長が池田課長の答弁にちょっと付け加えて、将来のですね、与論町の水対策についての考え方も少し申し上げたいと思いますが、まず、それからまたその池のことについてお答えを申し上げたいと思います。今の古里地区と那間地区のちょっとですね、今、畑地帯総合整備事業の担い手方のいわゆる東区でやっていた土層改良含めたその地域のあれを今やっているところでありますけれども、その中でですね、今先ほど喜山議員がおっしゃいましたことについてでありますけれども、入梅時期にはほとんどもう外に流れていっているわけです。できるだけ多くの池を造ってためておいて、渇水期には全部それが使えるような方式をとってくれんかということで、今県に交渉しているわけではありますが、その方向でまた今の古里、那間地区を検討しようということで進んでいるわけであります。といいますのは、喜界が500億の地下ダム、そして沖永良部が600億の地下ダムということで、与論町は前にやった調査した結果、与論町では地下ダムは適さないという結果が出ておりまして、水対策はもうため池を造ってやる以外に方法はないというのが与論町の運命になっているわけであります。ですからため池を500億、600億使っているわけですから、2・300億ぐらい使ってもいいんじゃないかということで、今県に食い下がっているわけではありますが、やって一番高いところにファームポンドを作って、そこから自然流下でもっていけるように流れていく。たくさん雨をいただいた時にみんな貯めておいてそれを使えるような、渇水期に使えるような体制に将来はもっていかなきゃならない。今からその計画をして事業を進めていかないと、またやり直しやり直しでは非常に財政面で問題もあるし、国としてもまた非常に問題がありますので、そういう方向でやるようにということで今それを進めているところであります。

そこで、その池の問題でありますけれども、私ども何回か直訴も農水省に直訴もいたしましたし、いろいろやってきたわけではありますが、結果的にもう今のような状況であるということでもあります。といいますのは、最初使っていた材料を非常にいいのに取り替えるということで、今、白いので今やっているわけではありますが、材質を変えて今やっているわけであります。他の地域を見て特に沖縄などを見ますと、いろんなうらやましいような施設が充分できているわけでもありますけれども、財政的といわれても困るということでもありますけれども、やっぱり最終的にはですね、私ども国の財政、県の財政ということじゃなくて、私ども与論町の町民が負担する財政的な問題も大きく問題があるわけでもあります。できるだけこれやって力をつけて、また2段階で、やっぱり今のままの状況の池では私もこれはこれで終

わりというわけにいかない。必ずやり直しをせないかんという時期がくるんじゃないかというふうには考えております。しかしそれにはまずお互いが力をつけるというのが今のところそれ以外に方法がないという考え方で今なんとかして農家の方々の力つけてほしいということで四苦八苦しているわけでありますが、是非これはまた私ども納得いくような池にですね、将来はどうしても造っていく必要があるというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長のおっしゃることは十分分かるんですけど、今の現況を見るとですね、それこそ8年も10年もシートが敗れたままで池が放置されてあると、こういう現状を見せつけられるとですね、一体この事業は、事業として走り出しているものだから、これを中で抜本的に見直すということをしてですね、なかなかやっただけじゃない。これはもちろんもう与論町だけの問題じゃなくて、国の政治の行政の進め方、在り方そのものにも問題があると思っておりますが、やはり本当にこのような状態では本当に無駄なお金を使ってですね、後はもう一体この経費に追われて何もできない状態になっているんじゃないかと。何のためにこの池を造ったのか、農家のために造ったのか、与論町のために造ったのか、この財政負担とか、その修理の維持管理、その点を考えるとですね、非常に問題が多過ぎる。ひとつ何らかの形に抜本的にですね、対策を考える必要があるんじゃないかと。池の肝心かなめの池が今の状態ではですね、いくらどういうプランを作ったって、全部そこにお金が吸い込まれていって、もう何のためにやっているのかというそういう形に陥っている、そんな感じがするんです。ちなみにですね、朝戸ため池の今のシートがはがれてますけど、課長さん、あれを修理するのに基本的にどの程度の予算が必要ですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 現在の例を申し上げますと、規模がちょうど今平瀬の規模と大体同じでございますので、大体あそこが8,000万円を見込んでおりますが、約1億円の事業費になろうかと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今、お聞きしたように8,000万円から1億円の経費をですね、池のシートの修理に与論町が100年経っても出せるはずがないと思っておりますよ。どう考え逆立ちしても。町長はシートを新しい白いシートに変えられるということで、述べておられますが、これシートの問題ではなくて法面そのもののいわゆる頑丈さというんですか、崩落の問題だと思っておりますよ。やはり何らかの施工・加工をですね、考えない限り今麦屋の方で造っているため池もまた同じことを繰り返

返していくんじゃないか。これでは本当に何のためにやっているんじゃないかと思  
いますけど、この辺は本当に何らかの対策をですね、町長是非考えていただきた  
い。それとですね、このため池といわゆる水利組合に関して言うと、コイン給水は  
250リットルで10円で、これトン当たり40円になってますよね。ため池から  
のいわゆる畑かんの場合はトン当たり20円ですか、半額になっていますよね。こ  
の違いの理由は何でしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 私たちの今の今日お出ししましたこの料金を見てもお  
分かりと思いますけれども、大体の目安として電気料をカバーしたいということ  
で、40円で設定をしておりました。御指摘のため池、その水管理組合のあるところ  
は20円とか30円とかという料金に設定されておりますけれども、そこらはや  
はり水を使うことによって料金を下げているということを聞いておりますので、2  
0円ではちょっと厳しいかと思いますが、そういうことをやっております。それか  
らまた、これからはまた水をいかに使っていただくかということが課題であります  
ので、その使うことによって料金は下げたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） この2番の②のコイン給水の運営の在り方からですけど、皆さ  
んお手元に資料を出しておりますが、このコイン給水については、今課長から言わ  
れたとおりですね、ちょっと大雑把にありますけど、販売額に対して電気料で割っ  
てみたんですよ。ほとんどが電気料もカバーし得てない状況、もちろん渇水期には  
年間3か月・4か月ですね、無料開放したりして、いわゆる農家の皆さんへ支援し  
ようという形でこういう具合になっているんじゃないかと思いますが、施設ごとによ  
ってこの数値の変動がちょっと大き過ぎると。これにはいろいろポンプの故障等  
も重なったけど、基本料は払ったとか、基本料も大したことはないけど、いろんな  
諸事情があってこういう数値が出てきているんじゃないかと思いますが、このコイ  
ン給水はですね、是非私は永続性のある事業じゃないかと思うんですよ。農家の方  
々からも非常にこれは重宝がられて、コイン給水は本当に有り難いと。そういう意  
味でため池もさることながら、このコイン給水の果たす役割についてはですね、町  
長は非常にどういう具合に認識されているかですね、分かりませんが、私はそう思  
っております。それでこのコイン給水の状況は簡単に概要を私がまとめただけなん  
ですけど、町長はこれをどういう形でやった方がいいのか、町長の基本的な考え方  
だけを伺いたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） このコイン給水についてはですね、本当は今議員の御指摘から

も経費がかかり過ぎるという御指摘がありますけれども、隣の沖永良部を見てもですね、これただで町が全部やっているわけでありまして。また、私も畑かん事業できちんと公平に全島の農家の方々に対応できる体制でやるには相当期間がかかるということですね、やっぱりそれと後小回りがきくというのはやっぱりコイン給水じゃないかと思っているわけです。このことはもう非常にその重要性は私どもも認めてやっているところでありまして。しかし、また問題もありましてですね、場所によっては塩が入ってくるという問題もありまして、もうめちゃくちゃ掘るということもできない。特に古里の方々が大変申し訳ないんですが、制限をさせていただいてですね、町民のためにという名目で大変御迷惑をかけているわけでありましてけれども、場所によって制限をしなければならないという点もあるわけでありましてけれども、やっぱり今後の小回りのきくという点ではこれ以上のものはないので、これは今後とも必要であるというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私、コイン給水についてですね、町長に経費がかかり過ぎるということを言っているわけではありません。ひとつその点は誤解のないように。これをですね、先ほど課長の答弁では、電気料がトン当たり40円にしたのは、少なくとも電気料だけは利用料でカバーしたいとそういう趣旨であると思うんですよ。その施設の維持管理とかメンテとかその辺の経費については、町がもとうという考え方でこういうトン当たり40円の値段が出たということで、私は基本的な考え方としてこれすごく妥当じゃないかと思えます。何もかもその受益者負担ですということと、産業振興との観点から考えればやっぱりどこかの形で妥協点を見出さなくちゃいけない。公平性もまたあります。その点から私、課長の今の考え方すごく私は全町民だれも異論はないと思うんですよ。それで私がお願いしたいのは、ただ、この中にはですね、計上していないのは修理費なんですよ。その修理費でもいわゆる水回りの修理費なのか、いわゆる電気系統の水回りとかポンプ類とかじゃなくて、特にコイン関係の経費がかかり過ぎるということを伺っております。いっそのことですね、町長、私も課長にも提案したいのは、コインはもう一切廃止して、自由にしなさいという意味じゃありませんけど、夜に500リットルとか、車でほとんどそういう形で給水されてますよね。中には5トンとか10トンとかいわゆる糖業振興なんかの車もありますが、このいわゆる積載する水タンクにですね、500リットルを持っている農家は、それでかん水する農家は年間じゃあ2,000円にしましょうとか、3,000円にしましょうとかですね、そのタンクの1個につき一定の定額なんです、負担をかけて、そして後はもうそれに証明書みたいなですね、外部から見た時ああこれはちゃんとお金払っているタンクだなと分かるよ

うな表示があればですね、後は自由に使えると、そういうような方法というものはいかがでしょうか。変な修理費はいらなくてですね、頑張る農家はどんどん水を使って増産できると、そういうシステムにしたらどうかなと思うんですけど、それは提案したいんですけど、町長、課長いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 利用する側からいきますとですね、非常にいい方法かもしれないですけど、ただ、管理する方からいきますと、なかなかその管理体制、与論町民を疑うとかそういうことじゃなくてですね、基本的に公平性を保つという考え方からいった時に、果たしてそれができるかということの問題はあるんじゃないかと思います。そういうことでコインという形を導入してきたんじゃないかというふうに思いますけれども、やっぱり利用者側の立場を考えてですね、検討はしてみたいと思います。いろいろな角度から検討した結果がこのコインでやるという、これは与論町だけじゃなくて、ほかにも全部そういうふうな方式になっているということ自体がですね、やっぱり公平性を保つためにはもうこれ以外ないんじゃないかということじゃないかと、私は個人的に判断しているわけでありまして、今後またできる・できないは別として今の考え方もですね、やっぱり検討する必要があるんじゃないかと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 町長が御答弁されたとおりでございますが、やっぱりこの最終的には私どもの全体的な畑総の整備の遅れ、あるいは又ため池の整備等の遅れ、こういったものが大きな問題になっておるわけでございます。この解消をするためにはもう一時期はやっぱりこういった今の形で受益者負担といいますか、こういったものをやりながら喜山さんからおっしゃられた案も今後検討をさせていただきますけれども、やっぱり当分の間はコイン給水の方式は続けなければいけないんじゃないかなと思っております。他の町村の事例等も今後調査をした上で、やはりこの水の在り方、あるいは又、どう、その水を足らないわけでございますのでどう配分するか。これがまた今からの大きな課題でございます。与論の場合はすべて規定どおりの水の量を農業用水として使おうとすれば、まだまだため池あるいは又水の確保が必要になってまいりますので、そういった水の確保をどうするかということ、これからまた念頭に置きながらまた取り組んでいきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 水資源の有効な運用とか、無人島にあるわけじゃないので、一定のひとつのバルブをしめる意味においても、コイン給水というのはあると思いますが、今、私が見た感じでは、やはり小さな農家、いわゆる園芸農家とか、

そういう方々が年間を通じて使用されているじゃないかと。そして、渇水期においては、やっぱり3か月から4か月ですね、町はいわゆる無料開放してますよね、ほとんど。それを状況を見てみてもね、1月ぐらいの無料開放ならまだしも、コイン給水を機械を設置してそれだけコストかける理由もわかりますけど、今の状況を見ると3か月、あるいは4か月以上ですね、いわゆる無料開放しているんですよ。それだったらそのいわゆる今のタンクとか利用者が何件あるかという個数なんかも調査されてですね、園芸農家の面積だとか、あるいはその辺の産物のそれと件数でも作ってですね、それに合わせた形で年間1万負担ですればもうあなたは自分のこれに自由に使えますよとかですね、いろんなもちろんモラルの問題もあると思いますけど、そういう小さいことは別としてそういう形の運用方法も是非どうせ隣の沖永良部・和泊町で葉ですね、全部町が負担してやっているということでございますので、実態を調査した上でですね、この是非そういう方法とかいわゆる経費と収支のバランスですよ。それでコイン給水に果たして修理代とかも加えて、またこの集金する担当職員の手間隙、様々なことから勘案されて是非御検討されるよう要望しておきます。

それから、ため池における様々な形で電気を使っていると思いますが、ため池とコイン給水機といわゆる畑かんとかかん水利用ですね、メーター数はその電灯と動力合わせて何機ぐらいあるんですか。もしよければ年間使用料金、時間かかるならまた後でもまた審議いただければいいですけど。

○議長（町田末吉君） もう時間がないから次に進んで。5番。

○5番（喜山康三君） じゃあ課長、その資料は後でまたいただければと思います。じゃ続いて3番の防災無線に入りますが、防災無線についてはもう町民からですね、非常に修理に出してももう3か月、半年待ってもこないと、それからまた新築住宅などどの程度きても申し込んでも来ないと、そういう問題が出ております。総務課の方ですね、現在戸別受信機がどの程度戸数に対して配置設置されているか、その割合についての調査をしたことはございますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど町長から言いましたけれども、設置当初2,200、各戸に全部配置していたところございまして、途中で修理等で今修理出している部分もありますけれども、2,200各戸にいつているものと理解をいたしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の数字はおそらく実態として調査したこともないんじゃないですか。一体何軒不足しているかとか、それから私がまた一番懸念されるのは、消

防団員とか役場職員とか、いわゆる緊急時には最優先で対処しなくちゃならない方々ですね、いわゆる家にもきちっと配備されているのか。その辺についても状況の調査というのはされていないんじゃないかと、ぜひよければですね、今の配布状況とか家はここだけど、昼間は職場にいます。自分の職場にも家にもほしいんだと、そういう方も何件もいらっしゃいますよ。また、牛を飼っている方にとっては、牛小屋にもほしいんだと。ほとんど仕事中は牛小屋にいるんだと。そういう方もいらっしゃると思うんですよ。そういう要望もあると思いますが、予算のこともあると思いますが、町民にとってはこれ買い取りしてもいいんだけど、何とかならんかねという要望もきているんですよ。それで是非この辺についてのですね、デジタル化の問題もあると思いますが、今度どういうやり方をされていこうとしているのか。方向性をですね、見解を伺いたいです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今ですね、親機といいますか、親機の方は、機器はデジタルとアナログ両方使えるように今やっているわけです。それで子無線の方がアナログになっているわけですね。前のゆくゆくはデジタルに全部変えなければならないというふうには考えております。今のところは、いろんなところからいろいろ基本的には財政的な問題があるわけでありましてけれども、中山間事業で何とかならないかということで9割補助でということに相当あれしたんですけども、結果的には無線の方だけですね、屋外のあれだけしかできなかったわけでありまして、是非高額補助何とか探して、今のところないわけですけども、ゆくゆくはそういうあれが出るんじゃないかと、要望をしながら時期を待ちたいと、その間はできるだけ幸いに地元の方がですね、その点に非常にたけた方がいらっしゃって、修理をしていただいて、みんな使っていただいているわけでありまして、何とかもう少し辛抱していただきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 防災無線ですのでですね、辛抱はないんじゃないかと思うんですよ、町長。この間担当の方にお聞きしたら、60台から70台今修理に出しているそうなんです。それがいわゆる向こうの状況でですね、なかなかならない。いろいろ御都合があると思いますが、この辺もですね、何らかの手を打たなくちゃいけないんじゃないか。今また一般NPOによるFM放送の体制もいろいろ普及してきているみたいですので、今度、宇検村とかもちろん奄美は先行していますけど、宇検村、また徳之島あたりもできる話とかもいろいろありますけど、この辺のですね、もう町が借金してやるのではなくて、そういう民間とかNPOの力を借りた形でこういう情報伝達手段をいろいろ検討するのも必要じゃないかと、その

辺のこともですね、是非考慮に入れて総合的な面でこれの充実を図っていただくよう要望しておきます。

それから青色街灯についてですが、先の審査の方においても、野口委員長からでもありますね、このことについても指摘されましたが、私もネットの方でもいろいろ前から調べてはいたんですが、この青色についての科学的な根拠性はないそうですね。そして、また国からのこれにしなさいという通達も指示も何も出されてないと。どういう意味で与論派出所が青色にせえということを申し入れたのか分かりませんが、この辺についてはもう少し検討の余地はあるんじゃないかと。それから私が調べた範囲によると、このいわゆる青色蛍光灯は、白色より寿命が半分ぐらいしかない、そういうこともお聞きしているんですけど、その点については総務課の方でどの程度この導入に当たって何を検討されたか、青色導入された理由についてですね、伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほども町長から答弁がありましたように、1点目は派出所の方からの要請と、2点目はそのいろんなデータ等でその効果があるということでした。その後ですね、その追跡調査があるかということで、先般派出所の方にお聞きしたんですが、沖永良部支所管内の3町の犯罪別の認知状況です、18年度からこの青色灯が入っているようでございますが、18年度が13件あったのが19年度は5件と、等々効果はあるんじゃないかというふうな回答を派出所の方からはいただいております。したがって、いろいろとその暗いとかいう感じも受ける方もあるということですので、先ほど町長からもありましたようにいろんな様々な意見がありますので、今後ですね、この件については、随時関係者等からの意見を拝聴しながら、また協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど言ったようにいわゆる青色蛍光管の寿命、いわゆる維持管理、これはメーカーの方には確認はとっておりません。メーカーの方には確認はとっておりませんがそういうことをですね、言われていると。これは新聞の方で見えております。そしていわゆるルクス、明るさをみた場合に20ワットの白い蛍光灯と同じ例えば照度を得るためには倍の40ワットが必要だと言われていて、結局その点も調査されているのか。確かにその辺のことはですね、自分でも思います。是非その点についても考慮していただいて、そういう派出所からの総合班から事件の発生率についてそれがいきなり青色蛍光灯につながる科学的理由が分からないんですけど、それはそれとしてですね、お聞きしますけど、ちょっと暴論過ぎるんじ

やないかなとしておりましたけど、ひとつ是非町民からもですね、こういう声が強  
く出てますので、是非この辺も再考していただきたいと、以上でございます。ちょ  
っと町長ひと言。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 青色防犯灯の件についてはですね、また地理的な問題もあろう  
かと思うんです。仮に与論を考えた時にですね、導灯、いわゆる船が入ってくる導  
灯の問題もございましてですね、ある程度そういう点も考慮に入れて、その点につ  
いては早急にもう漁協の方と相談をしてあれしなないとかんというふうに思ってい  
るわけでありましてけれども、また、その防犯面については新聞等ではあるという、  
昨日実は金曜日でもですね、日本のどっかだった。場所を途中から見ただけで分からな  
いんですが、45パーセントの犯罪が減ったと。その新聞では根拠がないと書いて  
あるけれども、実際に減ったという特集がありましてですね、びっくりして見てい  
たんですが、今後いろんな角度から検討していきたい。青色はどうも好かんという  
人もたくさんいるそうです。そういういろいろなニュースがあるわけでありましてけ  
れども、順次検討してやっていきたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これで質問を終わります。どうも。

○議長（町田末吉君） 以上で5番、喜山康三君の一般質問は終わりました。御苦労様  
でした。

ここで、暫時休憩します。10分間休憩します。10時30分から始めます。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行します。

2番、林隆寿君に発言を許します。2番。

○2番（林 隆寿君） 20年9月第3回定例議会一般質問を行います。

一般質問を行います前に、ひと言申し上げます。先般、8月30日に行われまし  
たと与論町議会議員選挙におきまして、当選をさせていただき、この議会へ送って  
いただきましたことにつき、この議場をお借りし、町民の皆様方へ心より厚く御礼申  
し上げます。新人議員として行政と町民とのパイプ役として町民皆様の付託にこた  
えるよう精一杯努力をしてみたいと思います。初めての質問でございますので、  
とこるところ聞き苦しいところがあるかと思いますが、お許しいただきたいと思  
います。

さて、与論島を形成する最も重要な農業振興対策についてお伺いいたします。我が国の食料農業農村をめぐる情勢は、世界的な食料問題の深刻化、WTO E P A 農業交渉、飼料、肥料、原油高騰など、様々な課題に直面しております。中でも世界における食料紛争戦、争奪戦は私たちが予期せぬ経済や産業構造に変化をもたらす可能性が出てまいりました。このような農業情勢の中で我が与論町農業の現状を見回してみたときに世界情勢の波をもろにかぶりながら、あらゆる悪条件と戦いながら農家は一生懸命に生産活動に頑張っておられます。現在の与論農業体系は、20数年前はさとうきび生産が大部分を占めておりました。農業から畜産の多頭飼育による専業家、野菜、花卉園芸の高度な施設栽培、あるいは熱帯果実栽培など経営体系が大きく変化しており、また農業総生産額も21億円台へと伸びてきております。これは町執行部による農業政策のたまものだと敬意を表したいと思います。ただしかしこのような現状の中、耕地面積の狭い与論町においては、台風常習地帯など、劣悪な気象条件を考えた時に複数の作物を栽培する危険分散型の複合型農業経営を無視するわけにはいけないと考えます。この複合型農業経営の中で、いろいろ重要な課題を役割を果たしており、また総売上額の3.9倍の経済効果を発揮するとされ、農家の大部分が栽培されておりますさとうきびが年々減少していることについて、町長としてどのように認識しておられるかをお伺いしたいと思います。

また、国が示しておりますさとうきび政策である品目別経営安定対策への対応についてお伺いいたします。このさとうきび経営安定対策は、3年間の特認要件が設定され、生産農家すべてが支援対象となるJAさとうきび部会を設立し、19年度産出荷物から支援対象としてすでに動き出しております。22年度には国が示す要件をクリアし、新たにスタートしなければ与論町のさとうきび生産体制は崩壊するかもしれない危機的状況にあります。奄美郡島内のどの町村より厳しい状況にある与論町において国・県への要件緩和の働きかけ、あるいは生産農家への対応など、町としての取組意欲がどの程度あるかをお伺いをいたしたいというふうに思います。

続きまして、観光振興対策についてお伺いいたします。昨年町長が観光元年の年と声高らかに宣言され、観光振興に力を入れていただくことに対し、大いに御期待申し上げます。与論島の観光は確か40年から50年代にかけて大変なブームが巻き起こり、与論町の様々な業種への経済効果がいきわたり、与論町全体が潤ったのではないかと記憶しておりますが、今の与論島観光は残念ながらもろもろの要因で活気の少ない状況であると認識しております。今後の観光振興策について、一時的なブームを起こすのではなく、当然であります、この先子供や孫が引き継いでいける息の長い観光振興策でなくてはならないと考えます。海洋資源一辺

倒の観光ではなく、いやしの島、あるいは歴史的史跡等をもっと発掘整備し、観光資源として活用し、年間を通して集客可能な体制整備が必要だと考えますが、今現在どのような長期的振興策を検討されているかお伺いをいたします。また、第一次産業である農業、漁業を巻き込んだ一体的な取組の観光振興策のお考えがありましたらお伺いをいたします。以上、3点を質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの林議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず、最初に1の（1）についてお答え申し上げます。

さとうきびは、これまでも与論農業を支えてきた重要な作物であり、今後とも見守っていただかなければならない作物であります。近年作付面積の減少や収穫量の減少で大変危惧しているところであります。町といたしましては、きび作を守るため、糖業振興会を核として予算措置を行いあらゆる方策を講じていきたいと思っております。また、今後は畜産農家との耕畜連携を進め、バランスのとれた農作物作付体系を図る必要があります。また、本町のさとうきびは株出しの割合が高いことから、新植を推進し、株の更新を図る必要があります。優良品種（農林22号・23号）への更新、かんがい施設、かん水施設等の生産体制の整備を図り、さとうきび生産の減少に歯止めをかけたいと思っております。

次に、1の（2）についてお答え申し上げます。品目別経営安定対策については、これまで関係機関と協議しながら進めてまいりました。特例期間である19年から21年の3年間は、特例要件を利用するため、JAきび部会を設立し、当面の解決策としました。22年度以降の制度本格適用の際の対応策として、農林水産省担当官からの指導もいただき、共同利用組織を目指すことで関係機関で合意しました。すべてのきび作農家が交付対象となるよう進めてまいります。品目別経営安定対策（本則）に向けた今後のスケジュールとして平成20年9月各集落の代表者へ説明を行い、12月まで定期的に会合をもち、共同利用組織の体制の準備を進め、21年6月から7月に農家説明会を行い、21年8月にJAきび部会を解散し、共同利用組織の設立を図ってまいります。

最後に2の（1）について、お答え申し上げます。与論島の観光は、昭和40年代初期から日本の最果て（最南端）の島を求めた当時の大学生を中心とした若者により大ブームが起り、昭和42年NHKによる「新日本紀行」の番組で全国的に島の名前が知れ渡り、豊かな自然、特に白い砂浜や人間味あふれる島民性が観光産業として発展してきたものと考えられます。しかしながら、昭和47年沖縄の本土復帰とともに旅人の志向が、より南の島へと移り、昭和54年から55年をピークに減少の一途にあり、特にゴールデンウィーク以降の夏期シーズンの減少が目立ち

ます。今後の対策としましては、この時期の対策と通年型の観光を目指し、現在の商品の主流である2泊3日のパック旅行から、体験型を加えたより長期滞在型観光への推進を図ります。そのためには、地場産食材を活用した食の工夫や四季折々の田舎暮らしをグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの双方から体験させることが大きな魅力につながるものと思われるので、関係者との連携や研修会の開催及び積極的なエージェント訪問により商品化を図り、観光振興を推進してまいります。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 今、町長からお答えのありましたこのことについては、是非私も農業振興・観光振興というのは、与論町の生命線であります。特に今現在与論町が深刻な状況で迎えております所得の低迷、そういうことから考えますと、この特に観光振興というのは、急務にできる、またしなければいけないことであろうかと思えます。それとまた農業振興につきましては、やはりこれから100年、200年続いていかなければいけない。こういう農業振興ですのでじっくりとこの振興策をですね、やっていただきたいなというふうに思えます。そこでこのバランスの取れた農作物の体系というのがございますが、今現在さとうきびがだんだんと少なくなっている。これはひとつはさとうきびの面積が小さくなったということも大きな原因かと思えます。これをですね、このバランスのとれた体系というのを大体数字的に面積的にどのくらいあればいいのかというのをひとつそういう案がありましたらですね、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） このバランスのとれた面積の確保ということでございますが、これは非常に難しい問題もはらんでおまして、その時代の農作物の価格構成、これらが非常に考えられることとございます。と申し上げますのは、今お話にもありました近年のこの与論町の農業所得の伸びというのは、毎年20億から21億去年は糖の糖分布がよくて、さとうきびも6億を超した関係もありまして、昨年は22億7,000万という所得に売り上げになってきておるわけでございますが、そうした観点から考えますと、このさとうきびで524ヘクタール、これは新植夏植えまで入れてやるわけでございますが、それによって去年は3万トンという生産量を出したわけでございます。しかしこの近年の畜産のこれまで上がってきた畜産の価格、あるいはまた輸送野菜の資材の高騰等いろいろあるものですから、これらを勘案して今後はやはり今の面積だけは推移を維持をしながら、この残りの品目を上げていく必要があるかということに考えております。このバランスと畜産もまたですね、今年は特に外国からの輸入飼料が非常に高くなってきておまして、この飼料の依存度が今後問題になってまいりますので、その子牛のあるいは親

牛の飼料をどのように確保していくか。それを今後いろんな研究機関と今大学とも相談をしてやっているところでございますが、そういったものを含めてどれぐらいになるのかを今後検討しながら早急にこれらの対応を図ってまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいま課長が答弁したとおりであります。それにちょっと補足をしていきたいと思っております。ただいま課長の説明の中にもございましたけれども、この10年、15年ぐらいの間で19年、20年度が最高の農業所得をやっております。22億7,000万というこれは昨年より2億近く増でありましてですね、これはなぜかといいますと、さとうきびが想像以上によかったという面もあるわけですが、それに面積が非常に私どもが心配したのは524町歩ということで、非常にですね、心配をしたわけですが、今後製糖会社の安定した経営面いろんな面からやって複合農業をやっていくのにさとうきびがやっぱり650町歩ぐらい、600から650はどうしても必要だというふうな考え方をしております。なんとかそれに向かってですね、努力をしてまいりたい。面積が減っていく原因には高齢化という労働力の不足といいますか。高齢化というのがひとつの大きな問題でありますけれども、やっぱり昨年の19年、20年のですね、状況を見てみますと、やっぱりそればかりじゃなくて、水の問題も非常にあるんじゃないかということで、水の必要性をですね、痛切に感じたわけですが、お蔭様で今年も干ばつだったんですが、昨年の水の効果というのが農家の方々にも認識していただいたんじゃないかと思っているわけですが、相当に水を使っております。そういう点でその13号台風で持ってきた水の効果というのが倍にですね、出ている現象がありましてですね、私どもとしても水の対策を早急にしなきゃならないという思いを今しているわけですが、その複合農業の中でいわゆるさとうきび、それからさといも、それから畜産、これを3本柱にした形でほかのものでもまたある程度足していくという形が一番いいんじゃないかという思いでいるわけがあります。またそのようにできたらそのようにできればいいなということで進めているわけですが、今後ともまた農家の方々ですね、御意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 今、さとうきびの面積が600から650というふうにおっしゃられましたが、確か私の調べでは平成7年の農業政策の中では与論町の耕地面積は930町歩しかないというふうに出ています。そうしますと650町歩しますと、他のあまりが280町歩しかない。その中で畜産も今どんどん伸びてきて充実

して今一番稼ぎ頭になってきておるこの畜産が畑が足りない。そういう畑の取り合いになってきているというのが現実だと思います。やはり現実を直視してですね、やはり600から650という大きな数字ではなくて、やはり500町歩あれば大体6トン400、平均面単収出せば3万2,000トンは出る計算ですよ。そういう現実味のあるそういう面積を掲げてそれに向かっていろいろなバランスをとった政策をしていった方がいいのではないかな。あまりにも数字だけが走り過ぎていてしまいますと、やはり現実的に矛盾が生じてなかなかやりにくいのではないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今ですね、まず第一に930町歩しかないんじゃないかというのは、推測で一応1,050町歩という考え方でずっと面積割りをやっているわけですね。実際に構造改善事業が進んでいって、いろんな池とかあるいは道をとったあれで950町歩から930町歩ぐらいじゃないかという推測で今やっているわけですが、本当は1,050町歩、この数字は大体みんな1,050町歩を基本にしてやっておりますので、ですから930町歩という考え方になるとそれだけ必然的に町歩は減っていくということになるかと思えます。ですから550から600ぐらいに、600町歩ぐらいの計算という形になるわけです。生産量からみましてですね、やっぱり600はないと今度は会社の運営という問題がですね、いったん干ばつが1回くるともう大変なことになる可能性があります。安定した形でやっていくにはやっぱりある程度600はみないといかんんじゃないかというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） そのことについてやはりみんなで考えて一緒に関係機関みんなで作っていかねばいけんじゃないかなというふうに思います。是非努力をしていただきたいというふうに思います。それからこのさとうきびに関してはやはり先ほども喜山議員が出されましたかん水、ため池問題そういう問題が出てくるかと思えますが、やはり水利組合の実績なり、あるいはため池の使用実績なりを見ますと、なかなか干ばつになっても水をかけないというのが現状だと思います。やはりこれは何が原因なのかというのをですね、やはり根本的に突き止めて農家が干ばつになったら自主的に水がかけられるようなそういう体制整備というのがやはり一番大事なんじゃないかなというふうに思います。そのところまた、お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はですね、確かに畑かんの水組合の水利組合の方々のトン当たりの料金というのは他の地域と比べると高いです。非常に規模の問題とかい

ろんな問題がありまして、あれですが、まずいままでなかなか使えなかったのは、効果をそんなに認めていなかったという点が非常に大きかったんじゃないか。その点は私どもの啓蒙する糖業振興会含めてですね、農家の方々に理解を求めるあれがちょっと不足していたんじゃないかと思っているわけでありましてけれども、ただ今年度の19年、20年期ですね、水が十分にあったときの成長を体験してですね、今年の干ばつは非常に池の水を徹底して使っていただいているということも調べまして非常にそう認識したわけですが、今後はまたある程度ですね、水は使っていただけるんじゃないかというふうに思っております。それと色々な施設が規模が大きくなっていくとまた金額的な面もですね、いろんな角度から検討をまた今後してまいりたいというふうに思っております。特に干ばつ期といいますか。去年一昨年の大干ばつの時ではまたある程度ですね、町からも電気料の補てんを半額するとか、その対応はやってきていますし、今後またそういう対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。やはり農家が水をかけれる、そういう整備というのが一番大事かと思っておりますので、是非御努力をお願いしたいと思います。

それから品目別経営安定対策の取組についても意欲というふうに言ったのは、やはり19年度からもうすでにスターとしておりまして、22年度厳密に言えば23年の1月からですか、始まるんですが、やはりこれは1人でも農家が漏れないようなそういう体制をとらなければ、これが中途半端な体制をとりますと、おそらく製糖工場もやっていけなくなる。したがってそうなりますと農家もさとうきび作れない。そうなると、農協、与論の農業の体制自体が崩れて大変なことになるんじゃないかなというふうに思いますので、これは是非早め早めの対策をお願いしたいと思います。特に21年の8月にきび部会を開催して新しい組織に設立するというふうにございますので、これを是非計画どおりして農家が安心して再生産ができるようなそういう体制で十分お願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点につきましてはですね、今、私ども対象にならない農家、与論町ダントツで85パーセントの農家の方がですね、1町歩以下ということで非常にほとんどが与論町の場合はその対象になるということで、これはもう与論のきびができるかできないか、それにできることによつてつないでいけるということでですね、もしできなかった場合は万歳ですのでこれはもう早急に最優先的に考えてまいりたいと思います。この手刈り、いわゆる共同利用組織、手刈り組合です

ね、これをきちっとやった形でやってまいりたい。早急にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） じゃよろしく願いいたします。それでは最後に観光振興についてこれは私のお願いでございます。先ほども言いましたようにやはり与論町の経済を今今すぐとまではいかないまでも、やはり緊急にできるのは観光振興じゃないかなと思いますので、これをですね、強力に進めていただいて、できれば各課長方々横の連携を密にしていろんな情報を提供しながら、協力し合いながらこの観光の振興に御努力をしていただきたいというふうに思いまして、お願いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども与論町の場合、農業は複合農業ということでありまして、産業の場合ですね、複合産業をやっていないと、やっていけない。この小さな面積で人口密度はもうナンバーワンのこの島でありまして、それをやっていくにはやっぱり複合産業を多くしていかなければならないということは、もうおっしゃるとおりであります。そういう観点から今までの私今年の9月に平成20年度観光元年ということで腹をくくってやりますということを申し上げてあるわけですが、その内容を少し申し上げますと、元年という意味をですね、少し申し上げさせていただきたいと思うんですが、基本的に考え方をゼロから出発したいと。与論の観光をどうあるべきかというのをやっていきたいと。まずは、いろんな予算面、いろんな高揚とかですね、そういうものをいろんな角度から検討して、この1年において実際に対外的な宣伝とかいろんなものはいままでやってきたとおりやりながらですけども、やって方向づけをしていきたいという考え方で原点に帰るという意味で申し上げたわけですが、それ今もう観光課の方と一緒にやっているわけがあります。その中にですね、観光の産業その一番大事が食であります。それから見ること、そして実際に体験する。これが観光の3要素といわれているわけですが、この一番重要な食というのが何かといいますと農業・漁業であります。一次産業であります。これの充実がないとなかなか地についた観光ができない。これはもう私ども経験した53年、54年、15万人余りの客を迎えたんですけども、一番の大きな原因は最南端でなくなったという以前にですね、私は第一の一番観光の第一要素である食がなされていない。今もまだまだこれからやらなきゃならんと思っているわけですが、そういう点のですね、あれもあったり、そればかりじゃないですけどもそれもあつたというふうに考えております。今後ですね、漁協、農業関係、いわゆる農業であれば、有機の島とかですね、いろんな形での農産物、安全健康にいい農産物であるというのが島全体でできるものはい

んだと。島ぐるみで進むような形のをですね、今度堆肥センターを基地にして作っていきたいという考え方を持っております。漁協にしてもですね、いろんな角度からのもっともっとたくさん魚はとれているわけでありましたが、利用という面で非常にまだまだ勉強しなきゃならない点がたくさんありますので、それも合わせてやっていきたいというふうに考えております。考えてみますと昭和53年、4年ごろの飛行機から来たお客さんと、今飛行機から来られるお客さんと比較しますと、今の方が多いんです。何が少なくなったかといいますと、船からですね、船から1,000人・2,000人して降りてきたあの姿がなくなっているわけです。ですから観光の考え方もやっぱり変えた形でやっていかないと長期間ここはできないんじゃないかというのも含めまして、今検討して先ほど申し上げたとおり今検討している最中です。今後とも頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 漁業、農業、これはまたやはり一番大事な問題だと思います。一体的な取組を進めていただいて、強力に進めていただいて、また皆様方の御努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（町田末吉君） これで、2番、林隆寿君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

次に進みます。1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊でございます。平成20年第3回定例会において一般質問を行います。

まず、はじめに先の町議選において当選させていただいたことに対し、町民の付託に応えられるよう頑張っております。質問に入ります。

1、食品の安全性について。

1の（1）、三笠フーズの事故米の汚染が問題になっていますが、食品の安全面に問題はないか伺います。

1の（2）、地産地消の推進において、地場産野菜の残留農薬と安全面に問題はないか伺います。

2番、乳幼児医療について。

2の（1）、乳幼児医療費の窓口負担軽減を求める声が非常に強いが、子育て支援策として負担軽減はできないか伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの川村議員の御質問にお答えいたします。まず、最初に1の（1）についてお答えいたします。米の卸売加工会社「三笠フーズ」が販売した、農薬やカビ毒に汚染された工業米が食用として全国に流通し、菓子や給食な

どを通じて、汚染米がすでに一部の子供たちやお年寄りの口に入ったとされ、食の安全と信頼を揺るがす大きな問題となっております。現在のところ、この三笠フーズ等のルートを含めて、島外から事故米が原料や製品として入ったという情報につきましては、県や島内の主な販売店に確認しましたところ、「無し」ということをございます。

また、国内の流通食品の一部にメラミンなどの有毒物質が混入されている疑いのある問題につきましても、町内における確認の情報は入っておりません。今後とも、食の安全性の確保につきましては、関係機関等の連携のもとに最善を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、1の(2)についてお答え申し上げます。本町では地場産野菜の直売施設としてみのり市とまごころ市があるわけですが、JA女性部が毎年2回以上開催している栽培研究会にこれらの出品者にも出席してもらっており、その中で県農業普及課の普及員の方をお願いし、登録農薬の確認、希釈倍数、使用回数などの使用基準や注意点等について説明してもらい、農薬の基準を守って適正に使用するよう指導を行っております。

また、みのり市では野菜を出品する際に農薬や肥料の使用状況等が記入された栽培履歴の提出が義務づけられるとともに、平成17年度からは、薬物・根物・実物それぞれ1点ずつから抜き打ちでサンプルを採取し、経済連の食品総合研究所による残留農薬の検査を最低でも年1回以上行っており、今後も継続して実施していくと伺っております。ちなみにこの残留農薬検査の結果、現在までに基準を上回る農薬が検出されたという違反事例は発生しておりません。

最後に2の(1)についてお答え申し上げます。現行の乳幼児医療費助成制度につきましては、町の条例により、対象乳幼児の受けた保険給付に係る一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額とし、町民税非課税世帯につきましては一部負担の全額を助成するとしております。この3,000円の控除額について、一定の額を軽減あるいは全額助成に改正した場合、その財源はすべて町の一般財源を充てていくということになります。また、当該医療費の本人負担分がなくなると、結果的に医療費の増嵩を招くことも懸念されているところです。御提案の子育て支援対策については、町の財政状況等をかんがみながら検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 食品の安全について、9月5日に発覚した三笠フーズによる不正転売問題は、最強の発ガン物質であるアフラトキシンや基準値の5倍にも及ぶメタミドホスに汚染されているミニマムアクセス米が病院の給食、そして特別養護老

人施設の給食、あるいは保育園の給食、そして学校の給食、さらには試食用としてスーパーやお菓子製造販売業者などに流通し、底知れない広がりを見せております。何を信じていいか分からなくなったという声が現在テレビなどでも紹介されているように、今回の事件が食の安心・安全に重大な脅威を与えております。今回の三笠フーズの事故米の流通経路は、政府から購入した1,779トンと、商社から購入した815トン、合わせて2,594トンのうち、残留農薬メタミドホスに汚染された123トンが米国仲介販売加工、そして食材卸会社の50社を通じて和菓子や米価製造、そして給食、外食、米国販売会社の318社にわたっております。カビ毒、アフラトキシンに汚染された2.8トンにおいては、鹿児島県の米国仲介業者を通じて、鹿児島県の酒造会社にわたっております。残留農薬アセタミフリドに汚染された447トンについては米国仲介業者3社を通じて酒造会社9社に流れております。このような事故米の輸入の仕組みは、WTO農業協定に基づくものとして95年度から外国産を輸入しております。これがいわゆるミニマムアクセス米として年間国内の消費量の7.2パーセントに当たる77トンの枠一杯に輸入され、95年度以来850万トンにもなっております。そのうち1万トン以上が汚染米でございます。今回の事態で農水省は汚染米を輸出国に返品すると決めました。返品は当然ですが、それにとどまらず国際的義務のように言ってミニマムアクセス米の輸入を続けること自体、きっぱり中止することが求められます。また、米の流通が複雑化し、書類の上だけの会社も含めて米転がしが行われ、業者から業者へとぐるっと回るだけでいかがわしい米が信用のある米に化けてしまう、いわゆる米のロンダリングが行われています。これが行われる背景には、2004年に売買業者を登録制から届出制に変える、いわゆる規制を完全に撤廃するという米売買にだれでも参加できるようにしたことが悪質業者の横行を許したものであります。2度とこのような事件が起こらないようミニマムアクセス米の輸入の中止と規制を登録制にすることを国に対し、町民の食の安全を確保するという立場から要求しなければならないと思いますが、町長の御見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 町といたしましてですね、先ほどお答え申し上げたとおり、現在のところそういうあれはないということのあれが調査した結果、そういうあれが出ているわけですが、食の安全というのはこれは生きるための最低条件でですね、これはもうどうしても大きな問題であります。そういう点では国や県にもですね、働きかけて是非その安全性が確保できるような体制、どういう対策になるか、分からないわけですけど、あの方法とかこの方法とか私どもの立場では言えないところがありますので、その対策をきちっとできるようなですね、そのお願いはしてまい

りたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 国や県の方にも要望よろしく申し上げます。次の質問に移ります。食の安全性、あるいはフードマイレージにおけるCO<sub>2</sub>の削減、そして地域循環経済と活性化を図る上でも地産地消の推進が必要だと思われま。地産地消を進めていく上で、まず、取り組んでいかなければならないのが安全性の確立であると考えております。地元の野菜やまた加工に使う野菜の残留農薬の検査体制をどう作っていくのか。御見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、地産地消については、これはもうずっと前から私も町としてもあるいはまた島の方々も地産地消を何とかしようということで努力していますし、また頑張っているところであります。今ですね、堆肥センターがございしますが、是非あの周辺にですね、与論町でできる安全な農作物を集約できる場所、いわゆるホテル関係、宿泊関係の方々もそこで島のものが得られるような一口に言えば、旅では道の駅というふうな名前を付けたり、いろんなのしてますけど、そうじゃなくて、与論の場合は、やっぱりそれを集約した綾町にそういうあれがあるんですけども、宮崎の綾町にあるんですが、あのような施設をして農家の人たちが自分なんかでできる直接できる、もう島でできる農産物だけを扱ったですね、そういうあれを作っていきたいと。できたらということで今考えているところですが、まだその畑そう、いわゆる畑そうの事業の推進状態で埋め立てがしっかりしていくものですから、今のところは敷地ができなければできないわけですけども、ゆくゆくはそういうふうにしていきたいというふうに考えております。それともうひとつですね、農薬の件についてでありますけど、実は今回の中山間事業の中で加工センター、いわゆる農業振興センターの中にその機械を全部含めてやろうという計画を進めたわけでありま。島でもう即できるようにですね、そしてそのいわゆる認証結果の証明書を発行して島でできた安全だというそれをですね、できるような体制にしようということでやったんですが、その中山間事業の対象にならないということで、別の事業でですね、もう館はできるわけですので、今回館は農村振興センターができますので、その中にですね、今後またそれを導入してやっていきたいという考え方をしております。今後また頑張っていきます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 地産地消を進めている県やまた農協とも連携した検査体制を確立していただきたいと思いま。

次に移ります。乳幼児医療について質問いたします。乳幼児医療費の窓口負担に

ついて、課税世帯は一律3,000円を負担することになっております。これについては、多くのお母さん方からこの窓口負担をなくしてほしいとの声が上がられております。この乳幼児医療費助成事業実績報告書というのを見ていただきたいと思いますが、この中で注目したいのは、課税世帯と非課税世帯における医療にかかった人数と医療にかかった件数の比率ですけれども、まず、課税世帯では100人が医療にかかり、延べ件数で197件、率にして1.97、1人が約2回医療を受けているということになるかと思えます。非課税世帯では、53人が医療にかかり、延べ件数で178回、率にして3.35パーセント、要するに1人が3回以上かかっているということになります。これを見ますと、課税世帯の窓口負担が医療抑制になっていることだと思えますけれども、これについて御見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。今の御質問のとおりですね、やはり3,000円控除されている方につきましては、助成実員で100人、それが延べで申しますと大体197件ですから、お1人2回ぐらい病院に行かれているということで、じゃあ一方、町民税の非課税世帯のまったく窓口負担のない方々、実人員で53人の方々につきましては、178回、延べで件数がございまして、やはり3回程度は窓口に行かれているということで、その数字を比較しますとやはり御指摘のように3,000円という負担がその抑制につながっているという、いいか悪いかは別にしまして、そのような実態であるということになるかと思えます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私が一番注目したいのは、この表の中で入院されている人数の件数でございしますが、課税世帯では100人中、32人の方が入院しているということになっております。非課税世帯では53人中、3人が入院しているわけですから、要するに非課税世帯、3,000円払っている非課税世帯のうちで入院率が32パーセント、そして非課税世帯では、いわゆる5.6パーセント、100人のうちに6人ということですよ。これを見ますとやっぱりこの数字から言えることは、窓口負担による医療の抑制がこの数字に表れていると思えます。いわゆる乳幼児医療においては、窓口負担をなくすることこそがこの乳幼児の最大の予防医療というふうに私は考えておりますけれども、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 子供たち、将来島を背負ってたつ子供たちのことはできるだけのことをせんといかんということは、基本的にそれは承知しているわけでありませ

が、ただまた何と申しますか。親の責任あるいは社会の公平性ということもある程度はですね、考えていかなければならないということもまたこれは社会の仕組みとしてですね、どうしても必要なことでありましてですね、それを考えた時に今ある程度生活に問題がある方々の方は全部あれをしているわけでありまして、ただ基本的にある程度生活を維持していける方には負担をしていただくということの基本的なものは、やっぱりある程度島を私ども与論町の財政がよくなれば、また検討できるとは思いますけれども、今のところはですね、非常に無理なところがあるというふうに考えております。ただですね、後はこれとはちょっと違いますけれども、出産とかいんなですね、僻地であるために特別にやっているということについては、またおいおい今もやり始めて、今与論町で出産の費用として5万円やっているわけですが、今度県がですね、与論がやっていたというあれで県の方もやるということで、始めているわけでありましてけれども、与論の場合も引き続きまだ県がやるのも十分じゃないもんですから引き続きやっているわけでありまして、その地理的条件で大変なあれであるということについては、また全体的なものもやっていくと考えられるというふうに思っているわけですが、もう少しまた、力をつけてからですね、考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） これは本当に無料化することで医療費の削減も実現可能だと思っております。ですから十分ですね、御検討をさせていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、川村武俊君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

昼食のため、ここで暫時休憩します。昼は、13時30分から、1時半から始めます。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午後 2時00分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問です。

4番、福地元一郎君に発言を許します。4番。

○4番（福地元一郎君） 平成20年第3回定例議会で先般通告しました一般質問をいたします。最初に観光施設の補修整備について質問いたします。尾道の遊歩道は、台風災害で壊れてそのままになっております。大金久海岸の遊歩道も倒木が横たわり荒れたままです。せっかくの景勝地なのに通行止めや荒れたままではもったいな

と思います。改修工事や遊歩道周辺の手入れをして、観光客に開放していただきたい。また、観光施設の補修整備を行い、道案内の看板を増やして観光客に便宜を図っていただきたいが、町長の見解をお伺いします。

次に、南島原市との姉妹都市盟約について質問します。与論町と長崎県島原半島の口之津町は、明治32年に与論から集団移住をしたのをきっかけに1世紀にわたり、深い関係にあり今でも交流を続けています。2006年3月には、姉妹協定を結びました。しかし、2006年3月31日、近隣の8つの町が合併し、口之津町は南島原市となりました。この際南島原市と姉妹都市盟約を締結し、関係を深め交流を図ることができたら、与論町の観光、文化の発展に大いにプラスになると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの福地議員さんの質問にお答えいたします。

まず、最初に1の（1）についてお答え申し上げます。本町の観光関係各種施設につきましても、その大半が昭和末期に建設されたものが多く、老朽化が激しく使用不能の構築物が多く見られます。尾道の遊歩道は平成2・3年度に整備してありますが、度重なる自然災害により南側の約200メートルのコンクリートが破壊されております。以前にも数回港側と階段部分が破壊され、小規模の修理はしてありましたが、昨年の異常高潮と重なった台風4号の被害は甚大で、修復には多額の予算を要することから中断しております。

また、大金久の遊歩道につきましてもシーマンズ側が海岸線に近い方が、決壊、くずれ橋の手すりなども腐食決壊し、大変危険な状態にあります。今後、奄振法延長に向けた将来計画の中で、改修・改善予算等を強く要望し、整備又は整理できたらと考えております。それまでの間は、特に安全面を配慮しながら使用可能な部分を整備し、観光に活用してまいります。

次に、2の（1）についてお答え申し上げます。現在、本町が締結している姉妹盟約は、昭和59年に締結されたギリシャ国ミコス市と平成18年に締結された錦江町の2つの市町であります。御指摘の南島原市との姉妹盟約締結の件については、歴史的にも深いつながりのある旧口之津町との関係もあることから、諸般の事情も考慮しながら検討していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 答弁書では、多額の予算が必要だということをおっしゃっておりますけれども、実際、私、昨日ずっと回ってみました。くずれ橋とか、その尾道の遊歩道ですね。そんなに私の見た限りでは多額の予算をかけなくても修復が可能じゃないかと思いましたが、町長はじゃあどれぐらいの予算が必要だとお

考えかお聞かせ願います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際に見積りさせたわけじゃありませんので、よく細かい内容については、私の方ではもう今のところ分からないわけでありましてけれども、ただ同じところを何回も毎年毎年やられていましてですね、あのコースをですね、もう1回考え直して海中センター、昔の海中センターのところから入って行ってから、上の方歩いて通り抜けじゃなくて、もう1回帰ってくるという形の歩道にしたいと。すぐ上がってすぐ反対側に出るということではなくですね、それともうひとつはセメントを使わないで、ハンバラを少しずつ歩きやすいようにハンバラを修正したやり方を基本としてやっていきたいということで今計画をしております。ただですね、アラハ棧橋（供利棧橋）の方からのあれはもう根っこが壊滅的にやられているわけです。年々潮位が上がってきてですね、もう毎年やるものですから、これではもう考え方をええんといかんじゃないかということで、申し上げているわけです。それともうひとつあの道は、神所でシニユグ道になっているわけでありましてけれども、その点のまた要望も聞いているわけでありまして、その点については町としてはもうシニユグをやるための道をまた造るということは、できませんので、何とかそちらの方に考えていただけませんかと、もしどうしてもならないときはまたもう一度どういうことがあるか一緒に相談したいですからということで、今のところですね、勘弁願っているところです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今、町長答弁されたことはですね、私がこれから提案しようと思ったことそのとおりなんですよ。私もそう思ってたんです。やはり今ある道路ですね、遊歩道は本当に台風のために壊れているんです。もう役に立たないと。であればやはりおっしゃったようにやはり海中公園のあるところからですね、やはりまた本当に回ってくるような回り込むような道にしたらどうかという、その提案をしようと思った矢先に町長がそれをおっしゃったんですから、これはですね、本当に実現していただきたいと。それだったら本当にですね、お金もそんなに補修かかるわけないです。ならないと思います。それで今ついでにおっしゃいましたけども、海中公園のまた問題がありましてですね。実はその観光客とか、またあらるところから意見がありまして、もう本当に危険な建物で幽霊屋敷みたいなもう建物ですよ。やはり空港から近いし、また港から近いし、観光客が実際すぐ目にする場所にあるわけですよ。また実際行ってみると本当に崩れかかっている、危険な建物で以前は監査でも指摘して周りに入らないように囲いをしてもらったんですけども、今、実際行ってみるともうないわけですよ。屋上に上ってみるとやはり高校

生が誰か知らないけれども、上って行って遊んでいる状態がまたあつたりするんですね。その危険な建物ですよね。そういう建物はやはりずっと残しておくんじゃなくて、もうなるべく早い時期に更地にするなり、どっか移すなり、壊すなり、撤去するなりして、やはり自然を残すというんですか、見た目がいいようにしていただきたいと思うんですけども。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ちょうど8年前にですね、やりまして、向こう何にも書いていなかったものですから、危険立入禁止というのをまたやったんです。その後からまた監査の方でも、あれして今非常に屋上に上ってもうこのくらい割れてですね、人が落ちるぐらいに割れているという状況で非常に危険な建物であるというのは、もう私も実際に行ってみまして認識しているわけですが、一度これから処分せんといかんという思いつつもしていたんですが、なかなかですね、延び延びになっているところですが、できるだけ早く対処したいと思っております。いろんな昔ですとすぐ自分のブルでぱっとできたわけですけど、いろんな問題がありましてですね、検討してできるだけ早くやるようにしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 大変前向きな意見ありがとうございます。それからですね、最近、私、やはり観光客をいろいろ案内する機会が多くてですね、いろんな観光地というんですか、観光施設を回ってみるんですけども、最近目に付くのはですね、観光課がよく頑張っているということが分かるんですね。というのはアマンジョウだとか、ハミゴーそういったところに行ってみますと、観光課の職員が自ら先頭になっていろいろ草刈をしたりですね、歩きやすいように階段を作ったりとか、本当にお金をかけずにやっているのが分かるんですよ。また、最近もまた廃材を利用してベンチを作って、それを配置するとかですね、そういうことをやっていて、すごくいいことなんですけども、例えばアマンジョウにしても昨日行ってみたらですね、1か月前にはもっときれいになっていたのが、もう本当にもう腰の丈ぐらいにまた草が生えているわけですよ。本当にそういうのを見ますとせっかく観光課の職員が頑張っている、いたちごっこなんです。草も生えて、とつても生えてくる。だからこういうときにやはり町の方ですね、シルバー人材というんですか、お年寄りなどをですね、活用していただいて、請負でもいいだろうし、日当で雇うのもいいですし、雇用促進の意味とまたシルバー人材に生きがいというんですか。それを与えてほしいという思いがあるんですよ。だからそういったところでシルバー人材を活用できないものか。そういったことで予算を組めないものかお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、シルバー人材の問題についてはですね、もう隣の島、みんなやっているわけで与論町だけやっていないわけではありますが、この件について先般のまた議会でも御質問あったわけですけれども、これはもう早急に検討してまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） シルバー人材の問題はですね、与論町はその保険税が高いとか、上がってきているという問題がありますけれども、やはりそういった生きがいというのはまたやはり保険税も関係してくると思うんですよ。例を挙げますと、徳島県の上勝町という木の葉っぱ、山から木の葉っぱを集めてきてですね、それを商売にして、それで町全体が潤っているという町なんですけれども、そこは人口が2,124人、それが高齢者率が44パーセントを超えているんです。半分がお年寄りだということ。それだけでも葉っぱを拾ってきて、それを商売にして中には1,000万円も儲かる人もいて、平均が100何十万もお年寄りは儲かっていると。その44パーセントの高齢者率にもかかわらず実際寝たきりの老人は2人しかいないという話を聞いたわけですよ。ということはその要するに病院で寝たきりがいないから保険税が安いそうです。これだけの高齢者率にもかかわらず保険税が安いという、それはどういうことかということ、やはりお年寄りに生きがいを与えて仕事があれば病院にいかなくなる、率が高くなるということだと思えるんですよ。だからやはり与論においても、保険税を上げない、下げるためにはやはりお年寄りの生きがい、そういった遊歩道なり、観光施設の周辺の掃除から、あるいは又もう簡単な手作業でもいいわけですから、そういったお年寄りができるような仕事をつくってあげることがまた観光とも関連しますけれども、また保険税を下げる効果もあると思うんですよね。ですからぜひそういったことでシルバー人材の雇用を促進していただきたいんですけれども、もう一度確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） よくわかりました。やりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 次にいきたいと思っております。この南島原市との姉妹盟約の件ですけれども、実は去年の1月24日に南島原市から広報委員会の方々、委員長を含め8人の方とまた事務局の方9人が与論島に来島されて、与論町の広報の仕方、広報の研修の仕方を研修されて、その後また与論島の観光視察とかいろいろされてお帰りになったんですけれども、その南島原市の広報委員会の目的の1つにですね、もちろん広報誌の研修もあったんですけれども、委員長のお話をお伺いしたとこ

ろ、やはり委員長は口之津町出身の山本議員ですけれども、やはり将来的には南島原市と与論町との姉妹盟約を念頭において、広報委員の方々と与論島に案内して与論島を知ってもらいたいと。そういった意味合いの視察旅行でした。実際与論町にいらっしゃった時には、ここにおいでの皆様方はじめ、もう議員の方々すべてが接待したというんですか。おもてなしをしたお蔭で帰る時にはみんな与論島ファンになってですね、喜んで帰ったわけです。また、その今年の5月に5月16日に私たち広報委員会から供利議員、坂元議員、本畑議員それと私の4人がこれは自分なんかで積立てしたお金で行ったわけですけれども、南島原市に行きました。私ども最初はですね、広報委員会との交流だけだろうということで簡単に考えて行ったわけです。ところがですね、向こう行ってびっくりしたのはですね、市長さんはその時ちょうど新潟県出張していて、留守だったんですけれども、副市長から、議長、副議長、広報委員長とかですね、総務部長、企画部長あとは広報委員の方々を含めてですね、総勢40人ぐらいの方々にすごいまた今度おもてなしされてですね、恐縮して帰ってきた覚えがあります。結論から言いたいのはですね、その時に口之津町出身の山本議員がですね、与論町とぜひ姉妹盟約を結びたいんだと。そのために私はいろいろ与論町に広報委員会のメンバーを連れていったり、また皆さんがおいでになった時には、議長はじめ副市長とか全部案内して交流を図っているんだと。そういうことをおっしゃいました。副市長ともいろいろお話したんですけれども、副市長も乗り気なんですよ。それで議長なんかも乗り気ですごくそれで感激して帰ってきたんですけれども、要はやはりここからのそういった市長さんを例えばやはり与論に呼んで与論を見てもらうとかですね、そういったことをすれば早い時期にできるんじゃないかと思うんですよ。ということでですね、町長にまずお聞きしたいのは、まず町長が姉妹盟約を結ぶ意思があるのかないのか一番問題になってきますのでお伺いしますけれども。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件についてはですね、前は三原町長さんの時も口之津が合併する前の話ですけれども、与論町との姉妹盟約をという話がなされたというふうに私も聞いているわけですが、その時から雰囲気としてはやりたいというあれがあったんですが、そのうちに合併する8つの市町村で南島原市になって合併するというでその内容がどうなるか分からないというのが合併時の話だったわけでありまして。そういう点もありまして、口之津町の場合はどうしてもやりたい。それで与論町の場合もやりたいということで南島原市口之津町とはやっているわけですね。いっているわけですが、南島原市とやっていないということになるわけでありましてけれども、その南島原市の議会の方々全部の意見がまた合えばですね、これはもう願

ったりかなったりじゃないかと思っています。ただ、私どもの立場からいってもですね、私どもはそう思っていますけれども、またこれ町民ある程度町民の意見もまた参考にして非常に姉妹盟約やりますとある程度の予算が必要になってきますので、そういう面も含めましてですね、検討して向こうのそういう希望ということであればできるだけ早くできるようにまた検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今の口之津町と姉妹協定結んだといいますけども、口之津町の人口というのは、6,690人おるわけです。今、合併した南島原市というのは5万4,000人超えてるわけです。市として大きい、人口が大きいわけです。ですから姉妹盟約を結ぶことによって与論町の交流人口もかなりの数が増えてきて、与論また観光で来るお客さんも増えると思うんです。この議員の方がどれだけ賛成するかという意見がございましたけれども、実際今南島原市の議員定数というのは、30名で構成されていまして、そのうち口之津町出身の議員というのは3人いらっしゃいます。その中先ほど今話に出ました山本議員もそのうちの1人なんですけども、もう1人井上議員という方がいらっしゃいまして、その人はまた平成18年にですね、合併してすぐの時にですね、一般質問で与論町との交流事業についてですね、やっぱり質問されているわけです。というのはやはり口之津町自体とはやっているんですけども、南島原市になったからじゃあ市長が変わればまた交流がなくなるんじゃないかといった心配もあったそうです。やはりそういったずっと続けていくためには、やはり保証のためにどうしても南島原市自体とまた姉妹盟約を結ぶ必要もあったんだということおっしゃいましたけども、やはり今話先に戻りますけども、3人の方と先ほどまた与論町に来て与論島ファンになっているわけですから、後もう議長、副議長も賛成ということで、もう本当に与論町との姉妹盟約は今を置いてないじゃないかと思うわけです。また議員構成が変わればまた与論町を知らない人がいっぱい増えてくる可能性もあるわけですし、そういった意味ではちょうど今の町長の任期のうちに姉妹盟約を結んだらいいかと思うんでひとつ決意のほどを聞いて一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 姉妹盟約が締結できるようにですね、いろんな角度から検討してまいりたいと思います。まずは向こうの意向をよく調査しましてですね、対応してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） ぜひ実現に向けて頑張ってください。これで一般質問を終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、4番、福地元一郎君の一般質問は終わりました。

次に、進みます。次は、8番、喜村政吉君に発言を許します。8番。

○8番（喜村政吉君） いよいよ最後の質問者となってまいりました。私はあまり前口上を述べるのは好きではありませんが、改選後の初議会ということでありまして、お許しをいただきまして一言町民の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。先の大変厳しい少数激戦の町議会議員の選挙の中から、12人の中に選んでいただきましたことをまず心からもって町民の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。そのことを深く受け止めて、過去の4期間の歩みを検証しながら職責を果たすべく精進を重ねてまいりたいと思います。なお、また職責を果たすにあたり、向こう4年間直接かかわりを持っていくであろう議員諸公の皆様方、そしてまた町長はじめ、行政当局の皆様方にもよろしく御協力と御指導のほどを心からお願いを申し上げまして、先に通告いたしました食の安全性について質問をさせていただきます。

食の安全性を脅かす事件が相次ぎ、毎日のようにマスコミ報道がなされ、町民の間にも食の安全性に対する不安の声が高まっております。そこで食品流通における国、県、市町村レベルにおけるチェック体制の現状と今後の展開についてお伺いいたします。

2、生産コストの高騰や安全性の確保等の観点からも、今後地産地消の拡大を図っていくことが大切だと考えるが、課題と今後の取組について見解をお伺いいたします。なお、現在行われている農産物（島内産）のチェック体制の現状についても見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの喜村議員の御質問にお答え申し上げます。まず、最初に1の（1）について申し上げます。三笠フーズによる事故米の不正転売問題や有毒物質が混入した疑いのある中国製乳製品を原料にした食品の流通問題につきましては、現在国を挙げて実態の早期解明と再発防止策の確立に取り組んでいるところと聞いております。本町内におけるこの事故米を原料とした製品や有毒物質を含む食品の流通につきましては、関係機関や卸売業者等に聴取・確認を行ったところ、現時点では特に問題はないとのこととあります。しかしながら、御指摘のように町内での発生防止に向けた体制の強化は必要であり、県大島支庁徳之島事務所（保健所であります）や県農政部食の安全推進課などとの連携を図るとともに、主要食糧を所管する町の産業振興課及び食品衛生を所管する町民福祉課、消費者行政を所管する商工観光課等の横の連携強化はもとより、主要な食品等の販売店との連絡体制を構築していくことが重要であると考えております。今後とも関連情報の

収集・分析と対策の強化に向けて最善の努力を尽くしてまいり所存であります。

次に、1の(2)についてお答え申し上げます。現在島内での地産地消を推進するため、役場やJA・県などの関係機関・団体や生活研究グループや食生活改善推進協議会などのグループなども加わった「ゆんぬわくわく地消拡大推進協議会」を組織して、ワクワクフェスタや地場野菜を使った料理教室の開催、地元の伝統料理のレシピ作成や配布、小学校での農業体験などといった「ゆんぬの食」の理解促進、普及、定着に向けた活動を行っているほか、学校給食への地元農産物の利用についても取り組んでおり、昨年度は約1,600キログラムの地元産の野菜が納入されております。また、現在国が策定した食育基本法に基づき、本町では食育推進計画の策定準備を進めており、これまで島内で行われてきた様々な地消拡大に向けた取組や流れを生かし、今後はそれらをうまく連携させてより効果的な島ぐるみの取組みとして発展させていくべく進めているところでございます。特に今後は本町の基幹産業の1つであります観光業との連携を図り、ホテル・民宿等での島の伝統料理の提供や地場産野菜を利用していただけよう推進してまいりたいと考えております。また、供給サイドの課題として、生産者グループの拡大や保存可能な加工品の開発など、年間を通して一定ロットを確保できる安定的な供給体制の整備が必要であると考えており、今年度完成予定の農村活性化センターを活用してさといもやインゲンなどの島内産物の規格外品を原料とした加工品開発等にも期待を寄せているところでございます。また、島内農産物のチェック体制についてでございますが、本町で生産された農産物の大半はJAを通じて共販出荷されているわけですが、本町のJAでは島内から出荷される農産物について、出荷時に抜き打ちでのサンプルを採取し、県経済連の食品総合研究所による残留農薬検査を毎年行っており、現在のところ残留農薬基準違反の事例は1件も発生しておりません。

また、昨年度の東串良町のピーマンや種子島のスナックエンドウなどから、基準を上回る残留農薬が検出された事件を受けて、本町の技連会では、従来は農薬会社の使用期限に基づいていた本町のインゲン栽培指針について、ほ場での残留農薬試験を実施し、検討した結果、本町独自の安全対策として、より農薬が残留する可能性が低くなるよう農薬の使用期限を早めて栽培指針の見直しを実施するとともに、緊急の研究会を実施して出荷農家への農薬適正使用についての指導を行ったところでございます。さらには、近年求められているトレーサビリティシステムへの対応と問題発生時の速やかな問題解決に資するよう、JAを通じて出荷をする農家については必ず栽培履歴をつけて、出荷時に提出するよう指導を行うなど、出荷時のチェックとともに、未然の発生予防の取組を実施し、安全性の確保に努めているところでございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 偶然か必然か分かりませんが、先の川村議員とですね、質問の内容が重なってしまってどうしようかと思ったところですけども、翻って考えてみますとそれだけこの問題に対して町民も関心もあるし、また重要なことである。また1人よりも2人があるいはより多くの方が同じ問題に対して共通の認識を持ち、関心を持つことによって、またより問題解決にも近づいていくんじゃないかという観点から、質問をさせていただきましたので、お許しをいただきたいと思います。実際のところ、町民の間を回って歩いてお聞きしますと、年配の方なんかが本当に真剣に心配して申されるわけなんですよね。もう自分らは余命いくばくもないからいいわけですけど、本当に子や孫のことを考えたら、本当にどうしたものかと。日々テレビ、マスコミ等で宣伝されているのを見たら、まさに他人事とは思えないと。この食品ほとんど与論の場合食品が島外からきているわけですよね。そういう意味ではどういうチェック体制によって成り立っているのか。我々は、もちろん社会の基盤というものはお互いに信頼心によって成り立っているわけでありまして、信頼によって今まで何の疑いもなくやってきたわけですけども、次々食品の偽装の問題やあるいは又さっきの米の問題等、やっぱり見るにつけこれはもう不安になるのは当然だと思います。そこでですね、私も分かりませんので、うまく説明できなかったわけですけども、お聞きしてまた説明、別の機会があれば説明しますというふうにお答えしたんですけど、よりもう少し具体的にですね、例えばこの食品に関して国とか県とかあるいは町のレベルにおいてどういうふうに検査してどういうふうにやっているかというその連携のシステムといいますか、そういうチェック体制というのをもう少しそれぞれの段階において分かりやすく説明していただければと思います。

○町長（南 政吾君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 一応ですね、私ども役場の方ではですね、分かりやすく申し上げますと、農林水産省関係の主要な食料に関する分につきましては、産業振興課の方で扱っております。そして私ども町民福祉課の方では厚生労働省関係の食品衛生、具体的には例えば食中毒の防止であるとか、あるいは食品を扱う店が何か営業を始めるとかいった場合に、その営業許可を与えると。あるいはその食堂であるとか、食べ物を扱うところの毎年々の検便の検査であるとかですね、そういった中毒を起ささないような衛生管理、そういったところを行うところが私ども町民福祉課でございます。それから消費者の立場にたつて、先の福田内閣のときに消費者行政庁というのが構想が生まれまして、今、野田聖子さんがなっておられますけれども、そこに直結する消費者行政を預かるところが商工観光課という区分けにな

るかと思ひます。そこでですね、私ども町民福祉課におきましては、やはり食の安全ということで、今国の方から具体的には主に厚生労働省、それから農林水産省の方からいろんな文書がまいておひります。後その文書だけではどうしてもよく分からないという場合に、ネットとかのホームページが農林水産省のホームページと厚生労働省のホームページ2つありまして、私どもはそれを最近は特に質問がありましたからですね、一生懸命勉強しようと思ひまして、今一生懸命それを開いておひります。今勉強中でおひらしまして、当然国の方で一生懸命今対策を練っておひらしまして、県の方からもまたいろいろくるわけですけども、実はその検査体制とかいうのはですね、私ども与論町に権限が委譲されているわけじゃなくて、鹿児島県が具体的には保健所がですね、来られて営業許可であるとか、いろんな衛生的な検査であるとか、そういったことはすべて徳之島保健所が中心になってやると。私どもはそれに対して案内をしたり、お手伝いをしたりということで対応しているのが実態でおひらします。また詳しいことは質問に応じてお答えしたいと思ひます。以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 詳しいことは今課長が説明したとおりであります、もう簡単に申し上げますと、私どもとしては島から出る産物に問題がないかという検査が1つ。またもう1つは今度は入ってくる時にその問題がないかという検査、その出ていく時にはこちら経済連とか、私どもサイドでやるわけですけども、向こうから入ってくる時にはやっぱり県のこれが一番中心になるかと思ひます。後はですね、徳之島保健所、大島支庁管轄とか、与論にも食協というのがあるわけですが、町も提携していろいろな角度でやっているわけですが、これは検査をする機能がなぬものですから、問題が起きてからしか分からないという欠点が非常にあるわけですね。そういう点、やっぱり鹿児島県ですね、県サイドの検査というのは徹底してもらわなければならないという考え方をしています。今後その点もですね、強く県に求めてまいりたいというふうにおひらしています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今、ありましたように確かに本当に問題が起きてからしかということではあります、それからじゃやはり大変もう遅いわけでおひらします、そういう意味ではより強力にやっぱり連携を図って、もっと強化を図っていくべきじゃないかと思ひます、町でもそういうようなチェック体制というものをですね、今の状況を考えれば本当にやはりチェック機能・チェック体制を強化すること、あるいは又消費者の意識、生産者の意識を本当にしっかりと高めていく以外にはなかなか命を守る、食の安全性を守るということは、危ぶまれるやっぱり時代の

状況になっておりますので、しっかりとその点を踏まえて県や国にも先ほど言われました消費者庁を立ち上げる計画みたいですね、今後それは立ち上げる過程においても、いろいろな各地方公共団体の意見の聴取とかまたいろんなそういうこともあろうかと思えますし、是非ともやっぱり各地域の抱える問題点というものを積極的に訴えてやっぱりそういうものにも取り組んでいただくように努力を重ねてもらいたいと思います。それでですね、平成15年に食品安全基本法というのができて国の責務とかいろいろたわれております。その中の7条にですね、地方公共団体の責務というところで、地方公共団体は基本理念にのっとり食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということがうたわれておるわけでありますが、この法律の趣旨に基づいて国や県等から指導なりいろんなことがあってこの法律にしたがって、この我が与論町で何かやっている施策等があるのでしょうか。

○町長（南 政吾君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。先ほど地方公共団体の責務というか、どういったことをしなさいというようなことを国からあるわけでございまして、当然地方公共団体と申しますのは、鹿児島県も与論町も同じ地方公共団体でございまして、先ほどちょっと申し上げましたようにどうしても現場の食品を扱う現場の検査、いろんな認可そういったことは鹿児島県が一切権限を持っておりますので、鹿児島県の方でですね、こういった計画がございまして。具体的に平成20年度の鹿児島県食品衛生監視指導計画というのがあります。タイトルが食の安全確保を目指してというのがありまして、鹿児島県の保健福祉の生活衛生課が作っておられるビジョンですけれども、指導計画その中でですね、いろいろ例えば施設への立ち入り検査はどんなふうに行いますという例えばランク付けをしてあってですね、施設とかあるいはお店であるとかそういったのをAランク、Bランク、Cランク、Dランク、いろんなランクに分けて、その食品を扱う頻度によってですね、例えば年に2回以上検査をすとか、年に1回以上、あるいは2年に1回以上、一番長いところで5年に1回以上の検査をすというようなランク付けをして立ち入り検査を行うとかですね、あるいは重点的にその監視指導をすべき項目というのを定めて、例えばよく言われるノロウィルスの食中毒防止であるとか、鳥の食用の鶏肉の安全性の検査であるとか、アレルギー食品の品物の表示の仕方であるとか、そういったものの項目を決めたり、あるいは残留農薬の検査であるとかですね、食品添加物の検査であるとか、そういったのをすべて含めていろんな計画を立てております。そしてその計画に基づいて県内の例えば13か所の保健所であるとか、あるいは他の

生活衛生課による監視指導であるとか、食肉衛生検査時における検査であるとか、そういった検査をずっと計画的に1年を通して検査しているというふうなことを聞いております。じゃあ与論町は何をしているのかと申されますと、私どもとしましては、県と一体となって、徳之島保健所と一体となってそうした衛生検査のお手伝いをしたり、現場への案内そういったことをしております。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 農産物の件に関してもお伺いしてみたいんですが、先ほどの答弁の中にもありましたように島外に出荷する農産物は、いわゆる抜き打ち的に検査して出荷しているということですよ。もちろん生産時期をつけながら。恐らく島外から入ってくるたくさんの農産物があるわけでありますが、それも各いわゆる農協や経済連、各県のそういう段階で例えば与論島と同じようなチェック体制に基づいて入ってくるだろうと考えているわけでありますがけれども、これはまた例えば年に何回そういうことをされるのか。あるいはまたその検査のサンプルとか、どういうふうになっているのか。できれば私は島外のことを中心にほとんどが島外からきているものを食べているわけで、聞いたかったんですけども、分かる範囲内で結構でございますので、島内外も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今回のこの事件を受けまして私もこういう中身を調査をしてまいりましたけれども、お米については6業者が鹿児島県で流通センターから購入できるようになっておりますが、その2つの業者が与論には送ってきているようです。お米の方は、それでその業者からいろいろ末端に出てまいったところを調査した関係では、ある業者については証明書を小売店に今回の三笠フーズのような混入はしておりませんという上の方の元売りの方からの証明書をつけてきている業者もあります。今度はその一般の野菜の方ですが、先ほどこの地産地消の方でも申し上げましたように経済連を通して扱うものについてはその産地産地でいろいろと検査をしたり、あるいは又抜き打ち的に市場で、今度は市場でやるわけですが、市場でそういった問題が発生した時には、その市場はもうすべて廃棄処分させるという方法をとってきております。ただし、その網をくぐって個人的に入れてくる分、市場を通さずにくる分とかそういったものについてはまだ本町でもそういった監視体制はありませんので、これにつきましては今後国の指導体制あるいは県の指導体制を待ちながら、また進めていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今後ですね、ますますこういう食の安全性に関しては、やはり

町民の意識も高まっていくことであろうと思いますので、是非できる限り町民にもその流通の過程、あるいはまた生産の段階がどういうふうにして検査もチェックもされて安心安全な食が我々の食卓に上っているんだというようなやっぱり情報をですね、公開の場も持っていく必要があるんじゃないかと思うんです。ますます不安が高まっている社会状況の中でですね、そういう面から是非ともですね、もちろん国・県にしっかりと申し上げるところは申し上げながら、また島は島としてできることをきちっとして、より安心して住民が生活できるような体制を構築していただきたいと思います。

次に、2番目の方についてであります。先ほども申し上げましたように非常にほとんどの品物がもちろん主食のお米からあらゆる肉や野菜、魚等に関しても、ほとんどが与論の場合は、島外からくるものに頼っているんじゃないかと思うわけなんです。やはり国では自給率の云々ということがよく言われるわけですが、まさにこれはある意味では地方の問題でもありますし、それぞれの地域が自給率を高めていって初めてまた国もそういう自給率の向上に結びつくんだと思うわけです。そういう観点からしまして、地産地消の拡大という観点からとらえてみた時にも、今まず与論はどういう現状であるかという認識はしっかりと持つ必要があるわけでありまして、今、具体的にはこっちで書いておりませんので、分かる範囲内で結構でございますから、与論の食糧自給率というものは、一体どういうふうになっているのか。ひとつわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 正確的にはこの各品目ごとといいますか、そういったのは調査をいたしておりませんが、今私どもがやっているこの産業振興課の中での結果からいきますと、まずお米の方は町内で4ヘクタールしか栽培されておりません。そういうことでほとんど99パーセントは島外依存であるということだと思います。それから果物についても、一部の果物はあるわけでございますけれども、ほとんどが大衆の食べるりんごだとか、みかんだとかそういったものについては、やはりほとんど島外依存をしているということ。それから野菜につきましては、先ほど申し上げましたようにある程度の自給はできていると思いますけれども、これについてもやはり島外から購入している、以前は私どもの方でもずっと追跡調査をして数量を運送店を調査をしておったわけでございますが、今はそういうちょっとしたことはできなくて、輸入量が明確につかめないわけでございます。それで今この島内用のみのり市とそれから100円市があちこちにあるわけですが、それら辺りの数量ぐらいで島内の自給率を判断してもそんなに多くはないんじゃないかなという判断をしているわけございまして、今後はこれをもっと自給率を上

げていかなければいけないということを考えているところでございます。そのためにはやはり先ほども申し上げましたように、町長から言われましたように栽培基準の徹底を図る。それからその残留農薬をいかに少なくするか、また使わない方向で有機の品を作っていくかということがこれからの課題だということで認識いたしております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 恐らく国は39パーセントとか言ってますけども、与論町の場合は全体含めてそれよりも多分もう足りないんじゃないかと思えますよね。すべてを自給するというわけにはいかないでしょうけども、やはりできるだけそういうことも念頭において、島でそういった生産できるものはやはりそういう拡大を図っていく必要があろうかと思えます。まさに何も無い時はそれで結構ですけど、まさにある意味では我が与論町はまさに国の縮図みたいなもので一応ことがあった時には大変なことになるかと思えますので、そういうことも長期的にはやっぱり考えて、対策を考えていく必要があるんじゃないかと思えます。少し台風が来ただけで船が来ないという身近な例を見ればまさにそれはもう自明のことです。ひとつそういう観点からもやっぱり食の安全性の問題については取り組んでいただきたいと思います。島内です、自給野菜と申しましょうか、本人が食べる分はそうですけども、やっぱりいわゆる島内で販売しているのがありますよね。いろいろな農協の100円市場、あるいは島内のいろんなスーパー等に卸したりする産物がありますけれども、そういうこの答弁書を見ますと、そういうことに関してはいろいろ経済連と技連等でいろんな指導はなされているみたいですけども、チェック体制はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今の私どもの島内の自給野菜の残留農薬の検査ですが、19年度につきましては、4月、5月あと8月、11月、12月、1月、2月というふうにして無作為に抽出したやつを先ほど申し上げましたJAの食品総合研究所の方に送りました。これ大体1検体2万円かかります。この分析費がかかりますが、それを大体それと果樹、そういったのを合わせまして去年の実績は11検体やっています。それでその中で今のところ残留農薬の違反があったというのはないという報告を受けています。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 現状について言えば課長の説明したとおりでありますけれども、今後どうしていったらいいかということをやっと申し上げたいと思うんですが、実は先ほどもちょっと申し上げたんですが、中山間事業の中でですね、島自体

で全部検査ができる体制をとということで、いろいろ県の課長さんなんかをお願いをしてそれを何とか実現したいということでやったんですが、結果的には対象外だということになりましてですね、もう今のところ一時中止やっているんですけども、予算のできるだけ多い高額補助がつく事業を何とか今探してくれと頼んでいるところなんです。と言いますのは、これ観光面でもですね、おいしいとかきれいの前に安全であるかというのがまた一番観光面でもですね、すべて食はそれから始まるわけで、今から島の観光を考えていくにしてもですね、島は小さい・小さいとして、マイナス面ばかり考えがちですけども、逆に小さいから小さいところでもできるものも完全だという証明ができるのも小さいからこそできるんじゃないかと。これがまた観光の1つの大きな要素にもなるんじゃないかという考え方をしております、今後ですね、早急にその事業を探して導入してやっていきたいと。そして島からできる島でできるものを安全に販売できるまで農家の方々自身でできるような体制づくりをやっていきたいというふうに考えております。これはもう観光面でもですね、ぜひそれは必要だというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 島内で流通している自給野菜についても、検査をしっかりとしているから問題ないということでありまして、大変安心いたしましたけれども、できればまたその後でそういう検査のいろんなやり方、サンプル、回数等の資料をですね、提供していただければと思いますし、またより安心して町民が消費を、島内産の消費を拡大していくための、また町長が言われたように観光とも結びつけて食の問題を高めていくためには、やっぱり公表も又必要だろうかと思っております、是非それは取り組んでいただきたいと思いますので、できますでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 頑張りたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） これは農協のみのり市の分でございますけれども、農協と御相談してまた公表するなり、考えていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 大変もういろいろ時間はたっぷりありますけれども、あまりだらだらと長くしても効果はなさそうですので、ぼちぼち締めくりたいと思っておりますけれど、島内外を問わずですね、やっぱり島を流通する食品については、やはりより安全で安心してみんなが生活していくためには、まずそれが恐らく基本だと思いますので、しっかりと島外に対してもあるいは島内のことに関してもですね、生産者また各事業所、行政、そしてまた消費者も連携を図ってですね、よりよい食の安

全・安心して暮らせる島づくりを目指して頑張っていかなければならないと思いますので、ひとつ行政当局もなお一層の御奮闘をお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 喜村政吉君の一般質問を終わりました。御苦労さんでした。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月30日本会議であります。日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集ください。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時04分

# 平成20年第3回与論町議会定例会

第 4 日

平成20年9月30日

**平成20年第3回与論町議会定例会会議録**  
平成20年9月30日（火曜日）午後3時20分開議

1. 議事日程（第4号）

開議の宣告

第1 議案の委員長報告並びに討論採決

○決算審査特別委員長

認定第1号（一般会計）、認定第2号（事業勘定）、認定第3号（直診勘定）、認定第4号（と畜場）、認定第5号（老保）、認定第6号（集排）、認定第7号（介護）、認定第8号（水道）

第2 陳情の委員長報告並びに討論採決

○総務厚生常任委員長

陳情第5号 郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情

追加日程第1 発議第3号 郵政民営化法の見直しに関する意見書

第3 発議第4号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則

第4 特別委員会設置並びに委員の選任

第5 閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会  
与論町議会議員定数等調査特別委員会

2. 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村政吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 佐多悦郎君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君

清掃センター所長 杉 田 愷 孝 君 産業振興課長 池 田 一 郎 君  
商工観光課長 久 留 満 博 君 建設課長 高 田 豊 繁 君  
教委事務局長 野 田 俊 成 君 水道課長 岩 村 安 峰 君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局 長 岩 村 中 里 君 書 記 林 孝 徳 君

開議 午後3時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 議案の委員長報告並びに討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第1、議案の委員長報告並びに討論採決であります。

認定第1号から認定第8号までを一括して議題とします。決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元にお配りしました委員長審査報告のとおりであります。

これから認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この採決は、起立によって行います。認定第1号、平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立全員です。したがって、認定第1号、平成19年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成19年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成19年度与論町と蓄場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成19年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成19年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成19年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成19年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2 陳情の委員長報告並びに討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第2、陳情の委員長報告並びに討論採決であります。

陳情第5号、郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情についてを議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第5号、郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会を9月25日午後4時30分、決算審査特別委員会終了後、開催いたしました。当日は、6人の全委員が出席、審査をいたしました。民営化スタート後、3事業一体体制が崩れ、様々なサービスダウンともいえる状況が生じ、住民から不満の声があがっております。

したがって、郵政3事業が一体のサービスとして、将来にわたって維持できるように必要な措置を講ずるべきであると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第5号、郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情については、採択することに決定されました。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時28分

再開 午後3時29分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（町田末吉君） お諮りします。

ただ今、お手元に配布のとおり、麓才良君ほか2名から意見書案の提出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1、発議第3号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の件として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第1 発議第3号 郵政民営化法の見直しに関する意見書

○議長（町田末吉君） 追加日程第1、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓才良君） 発議第3号、郵政民営化法の見直しに関する意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員麓才良、賛成者、与論町議会議員野口靖夫、同じく喜村政吉。

提案の理由を申し上げます。

郵政民営化により、3事業一体体制が崩れ、分割による非効率性が現れ、国民サービスの面でも利便性向上をうたう法の趣旨に逆行しております。将来、郵便、貯金、保険のサービスが確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを強く要請します。したがって、この趣旨に賛同し、議決を行い、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとするものであります。意見書案

については、お目通しをお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の件は可決されました。

-----○-----

### 日程第3 発議第4号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（町田末吉君） 日程第3、発議第4号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第4号、与論町議会会議規則の一部を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員麓才良、賛成者、与論町議会議員野口靖夫、同じく喜村政吉。

提案の理由を申し上げます。

先の地方自治法が改正され、法第100条第12項に、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設

けることができるの規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するものであります。内容については、別紙を御参照ください。なお、規程についても、別紙を御参照ください。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則は可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 特別委員会の設置並びに委員の選任

○議長（町田末吉君） 日程第4、特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議員定数、議員報酬等について、6人で構成する「与論町議会議員定数等調査特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数、議員報酬等について、6人で構成する「与論町議会議員

定数等調査特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに決定しました。  
お諮りします。

ただいま、設置されました「与論町議会議員定数等調査特別委員会」委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、大田英勝君、本畑敏雄君、川村武俊君、喜山康三君、坂元克英君、林隆寿君、以上6人を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり与論町議会議員定数等調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長各1人を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定の旨通知を受けましたので、お知らせします。委員長に大田英勝君、副委員長に喜山康三君、以上のとおりでありますので報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出について

○議長（町田末吉君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成20年第3回与論町議会定例会を閉会します。  
御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会臨時議長 町田末吉

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 本畑敏雄